平成19年第3回瑞穂市議会定例会会議録(第2号)

平成19年9月11日(火)午前9時開議

議事日程

10	~~	4	±±	ήЛ	Φ	土口	4
Λ王	第	- 1	硒	ĦΨ	w	郑	告

日程第 2 議案第46号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて

日程第3 議案第47号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第48号 瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第49号 平成18年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第50号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第7 議案第51号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第52号 平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第53号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第54号 平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第11 議案第55号 平成18年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第12 議案第56号 平成18年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について

日程第13 議案第57号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第58号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第59号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)

日程第16 議案第60号 平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第61号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第62号 平成19年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第63号 平成19年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計補

正予算(第1号)

日程第20 議案第64号 市道路線の認定について

日程第21 議案第65号 瑞穂消防署建築工事請負契約の締結について

日程第22 議案第66号 南小学校校舎増築工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22までの各事件

追加日程第1 瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例訂正の件

追加日程第2 発議第11号 瑞穂市政治倫理条例の制定について

本日の会議に出席した議員

1 番	安	藤	由	庸		2番	若	袁	五	朗
3 番	浅	野	楔	雄		4 番	堀			武
5 番	吉	村	武	34		6番	小	Ш	勝	範
7 番	藤	橋	礼	治		8番	熊	谷	祐	子
9 番	Щ	田	隆	義		10番	広	瀬	時	男
11番	小	寺		徹		12番	松	野	藤四	即郎
13番	Щ	本	訓	男		14番	桜	木	ゆき	う子
15番	星	Ш	睦	枝		16番	棚	瀬	悦	宏
17番	土	屋	勝	義		18番	澤	井	幸	_
19番	西	岡	_	成		20番	広	瀬	捨	男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀		孝	正	教 職	務代		長 者	福	野		正
市長公室	長	広	瀬	幸匹	郎	総	務	部	長	新	田	年	_
市民部	長	青	木	輝	夫	都	市整	備部	長	松	尾	治	幸
調整	監	後	藤	仲	夫	水	道	部	長	河	合		信
会 計 管 理	者	奥	田	尚	道								

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事	务局 長	豊	田	正	利	書	記	棚	瀬	敦	夫
書	記	古	⊞	啓	→						

開議の宣告

議長(藤橋礼治君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

議長(藤橋礼治君) 日程第1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、2件の議案を受理しましたので、報告します。

1件目は、本日、市長から、議案第65号瑞穂消防署建築工事請負契約の締結について、2件目も、本日、市長から、議案第66号南小学校校舎増築工事請負契約の締結についてでございます。これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 報告第5号専決処分の報告についてでございますが、公用車によります 交通事故でございます。人身事故につきまして、和解及び損害賠償の額を定めることについて、 地方自治法第 180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告をさ せていただくものでございます。

この内容でございますが、瑞穂市横屋 346番地 1 におきまして、公用車が市道交差点を直進 —— これは西に向かっておったわけでございますが —— しようとしましたところ、交差点手前で自転車に乗った子供を発見したが、停止していたので、そのまま通過しようとしたところ、子供が直進してきたため衝突した。この損害につきまして、市の過失割合を10割としまして示談をさせていただきましたが、賠償額を定めることにつきまして専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

内容につきましては、お配りをしております内容でございます。どうかひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

議長(藤橋礼治君) これで行政報告は終わりました。

日程第2 議案第46号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第2、議案第46号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(藤橋礼治君) 1番 安藤由庸君。

1番(安藤由庸君) 議席番号1番 安藤でございます。

ただいま議題となっております議案第46号につきまして、2点お伺いをいたします。

改正案として出されております 4 条の 2 項、その中に休日を定める条文があるんですが、この内容がわかりにくいもんですから、お伺いをしたい。といいますのは、前の方については、4 週間で 8 日の休日と書かれておりまして、後半の方は、4 週間を超えない範囲で 1 週間につき 1 日以上の割合で休暇を与えるということになっておりますので、単純に見ますと、休日が半分になってしまうというとり方があるんですが、これについてお伺いをしたいということが 1 点。

それからもう一つは、同じく改正の方の12条ですけれども、括弧書きの中に、そのものの勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲で規則で定める日数とありますけれども、この規則で定める日数の定め方ですね。これ、勤務日数だとか、それから各個々人の勤務時間に合わせて比例半分を現状でもされているのか、そういう解釈でいいのかということでお尋ねをいたします。

以上、2点について回答をお願いいたします。

議長(藤橋礼治君) 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長(広瀬幸四郎君) 安藤議員の御質問の第4条の休日のとり方につきまして、まず 回答いたします。

今回変えられました育児関係の短時間勤務というのは、それぞれ地方公務員の育児休業に関する法律の中で就業の仕方が割り振りされております。まず4種類ありまして、月曜日から金曜日まで4時間ずつとる20時間と、月曜日から金曜日までとる5時間ずつの25時間、あと3日間を8時間とってやる24時間と、あと、2日が8時間、残りを4時間とるという、それぞれやり方がありまして、それに合わせた割り振り方で休日をとるということで、よろしく御理解を願いたいと思います。

続きまして、12条の年次休暇につきましては、この方の勤務時間に合わせまして20日で割り振りまして、その勤務時間に対応する日数を有給休暇で与えるということで、そのように御理解願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

日程第3 議案第47号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第3、議案第47号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(藤橋礼治君) 1番 安藤由庸君。

1番(安藤由庸君) 議席番号1番 安藤でございます。

ただいま議題になっております議案第47号につきまして、お尋ねをいたします。

ここで出ておりますこの議案、大変民間にとってはうれしい内容ですが、何分適用されませんので、うらやましいということになるんでしょうけれども、その中で、育児短時間の方で一般に言うところのワークシェアリングというような事態が起きる部分があろうかと思います。つまり短時間勤務を行う職員を2人以上1組にして1日の業務に当たらせるという部分があるわけです。ちょうどうまいぐあいに複数の職員が短時間勤務、それも同じような時間の割合で勤務を行うような状況が行われればいいんでしょうけれども、必ずしもそういう場合ばかりではないだろうというふうに思うわけであります。ですので、そういった短時間勤務に当たった職員の時間の穴を埋める場合の対処法というのはどういうふうに考えられるのか。いわゆる日々雇用だとか嘱託だとかという臨時的な職員採用でもって埋めるのか、それ以外の方法、それ以外の方法があるかどうかは別にして、ということで埋めるのかどうかという点についてお伺いをいたします。

議長(藤橋礼治君) 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長(広瀬幸四郎君) 安藤議員さんの御質問の短時間における職員の不足する分について、どのような対応かということですが、その点につきましては、一応短時間労働の職員を承認した場合におきましては、短期つき勤務時間の職員を雇うことと、あともう一個の方で任期つき職員というのもありますので、そのような方法で、いわゆる勤務時間を短縮した方の穴埋めというか、そういうことをやっていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 1番 安藤由庸君。

1番(安藤由庸君) 任期つき職員等の採用でということですから、これは市の直接雇用の職員ということですよね。

議長(藤橋礼治君) 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長(広瀬幸四郎君) 任期つき職員につきましては、市の直接の職員になります。議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

「「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時23分

議長(藤橋礼治君) ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。本日、市長から、9月4日に提出された瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例について、訂正したいとの申し出がありました。瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例訂正の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、瑞穂市給食センター条例の一部を改 正する条例訂正の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第1 瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例訂正の件(理由説明) 議長(藤橋礼治君) 追加日程第1、瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例訂正の件 を議題にします。

市長から、瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例訂正の理由説明を求めます。 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例の訂正についてでございます。

瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例の一部を次のように訂正させていただくものでございます。

第8条中第4号を削り、第5号及び第6号を1号ずつ繰り上げ、第7号を削り、第8号を第6号とするものでございます。

もう一つは、第4条中「学校等」の「等」を削除いたしまして、「学校」に改めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長(藤橋礼治君) これで訂正理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております瑞穂市給食センター条例の一部を改正 する条例訂正の件を許可することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、瑞穂市給食センター条例の一部を改 正する条例訂正の件を許可することに決定をしました。

日程第4 議案第48号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第4、議案第48号瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例に ついてを議顕といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(藤橋礼治君) 小寺徹君。

11番(小寺 徹君) 議席番号11番 小寺でございます。

給食センターの運営について質問をしたいと思います。

今まで私は一般質問で2回にわたって給食センターの運営について質問をしてまいりました。市長、教育長の答弁は、公設公営で行う。その公営の内容については、献立は県派遣の栄養士が行う。食材購入は市の職員を配置して行う。調理、配食は委託をするとの答弁でございました。9月から給食が始まっておるわけですけれども、私の主張は、給食は教育の一環であり、職員が責任を持って行っていく。そして安全でおいしい給食を提供する。そういう任務があるんじゃないかということを主張してまいりました。それで、現在運行しておるのは、運転手の方は委託ということになっておるんですが、調理業務について、現在では、今まで穂積と巣南の給食センターの調理師がやっておるわけですけれども、今後、この調理業務を委託するのか。さらに、今の職員で直営で行っていくという方針でいくのか、その辺について質問をしたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 今、当初に小寺議員さん、公設公営とおっしゃいましたけど、公設民営というあれではなかったかと思います。

今後、業務運営を公設公営でやるのか、それとも公設民営でやるのかという御質問でございます。このことにおきましては、一般質問の方でもこういった質問が出ております。実は瑞穂市におきましては、私といたしましては公設公営で今の状況で運営をしていく所存でございますので、御理解をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議案第49号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第 5 、議案第49号平成18年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(藤橋礼治君) 1番 安藤由庸君。

1番(安藤由庸君) 議席番号1番 安藤でございます。

一般会計の決算につきまして、幾つか御質問をいたします。

決算意見書に基づいて質問をいたしますが、決算意見書の3ページに財政力指数が記載されております。18年度につきましては、17年度に比べて財政力指数が若干低下した。その内容を見ますと、基準財政需要額が伸びた割に、基準財政収入額の方がその伸びに追いつかなかったのが原因だろうというふうに見られるわけであります。この基準財政需要額が伸びた原因ですね。どういったものがこの伸びに影響を与えているのか。それから、収入額がそれに追いついて伸びなかったというのはどの辺にあったのかということについて、お尋ねをいたします。

それから、あわせて、市税の収入に関する件でありますが、収入未済額、それから不納欠損というのが毎年幾らか上がってくるわけですけれども、当市においては収入未済と不納欠損が大体どれくらいの割合、つまり未済額に対して、不納欠損が1年後、または不納欠損になるまでの期間に何%ぐらい発生しているのかということであります。

それと、最後に、意見書の58ページに一文、ちょっと私が気になったものがあるんですが、「歳出の一部には履行確認がおくれてなされていると思われるものもある」ということなんですが、ここで言う履行確認、私の理解が正しいかどうかわかりませんけれども、例えば補助金事業に対して、その補助金事業が補助内容に合致するように行われているかどうかという確認、それから、例えば工事等について、いわゆる仕様どおりにその施工が行われたかどうかという確認を意味しているんではないかと思うんですけれども、ここで言うその履行確認がおくれてというものは、具体的なではないんですが、種類として、どんな種類、または件数等々があったのかといった点についてお答えをいただきたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 新田年一君。

総務部長(新田年一君) まず安藤議員の、3点だったと思いますが、御質問にお答えをさせていただきます。

最初に、3ページにあります一般会計の歳入歳出決算によります財政力指数等の分析という

ことです。

この表にもありますように、平成17年度、前年度が 0.922、18年度が 0.916ということで、若干落ち込んでおります。この内容につきましては、財政力指数の分母となります財政需要額が、まず18年度増額して、それに伴いまして、財政収入額、税等がそれに追いつかなかったんではないかというような御指摘もあったわけですけれど、税そのもので比較しますと、分析表が別にありますが、パーセントでいきますと 0.5%ほど減額をしておりますが、大きなところでは、財政需要額では繰り上げ償還をしたりとか、一番大きいのは、数値のところで算定基礎が平成18年度は国勢調査等が実施されまして、新しい数値に変わったというようなところも影響しておるというふうに思います。

それから2点目の、自主財源と依存財源の構成割合だったと思いますが、これにつきましては、18年度は17年度に比べますと自主財源が 9.5%減少しているというようなことですが、この点につきましては、18年度は自主財源が53.1%、それから依存財源、交付税、国等の支出金、あるいは交付税等ですが、46.9%ということで、自主財源が半数を上回っておるということですが、内容的には、権限移譲等が進みまして、依存財源がその分、10%弱ですが増額をしておるというところで数字にあらわれているのかなというふうに思っております。19年度から所得税から住民税に権限移譲がされるということで、新しく譲与税等も支給をされておるというようなところが影響しているんかなというふうに思います。

それから3点目、不納欠損の点ですが、一般会計で今年度不納欠損の総額が3,388万9,000円ほどございました。税務課等の部分、あるいは一部、使用料・手数料等で請求の時効の部分につきまして洗い直しをしまして、整理をしたというふうなところで、一般会計では3,388万9,000円という数字になっておりまして、それを差し引きまして2億4,551万5,000円の収入未済額になっております。

それから58ページの、履行確認がおくれているんではないかというような内容、歳出の部分ですが、ということにつきましては、監査委員さんから御指摘をいただきましたのは、各課共通をしておると思いますが、補助事業、委託事業等、履行確認、工事の関係につきましては、期限内の履行をされておったというふうに伺っておりますが、特に補助事業につきまして、補助団体、対象団体から事業の報告をしていただいた後の履行確認が期限が過ぎているものがあったと。この内容につきましては、年間の補助団体の活動運営費補助というものにつきましては、4月1日から3月31日までが補助対象の活動期限になっておりまして、これが3月31日の終了した、補助期間の対象とした期限そのものを4月に入った時点で報告がされてくるわけですが、決算書、あるいは事業内容等の報告がされるわけですが、その点で補助事業の3月31日の時点の日付と、履行確認提出がされて、それを確認した日付が、年度が4月に入っておったというような御指摘がありました。件数につきましては、各課補助金の確認の一覧表を提出し

ておりますが、その中で数件あったというふうに思っております。このことにつきましては、 事務処理上、監査委員さんの御指摘を受けまして、適正な履行確認済み書の作成をしていきた いというふうにも思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 1番 安藤由庸君。

1番(安藤由庸君) ただいま総務部長から答弁をいただきましたけれども、先ほどの財政力指数の件については、繰り上げ償還が発生した分、それから指数の計算の数値の変更があったというようなことであります。この財政力指数を出すための基準財政需要額の出し方というのは随分複雑なもんですから、これを説明してくださいというのも難しいと思うんですけれども、例えばその指数計算に当たって、こういった事業が本来市で行われるべきだというようなものが含まれていて、それがもし市のいろんな計画の中で盛り込まれていないというようなことが仮にあったとすれば、それは今後の政策に反映されるのかということが一つです。

それから、私が質問の中でしました不納欠損の件については、いわゆる収入未済から不納欠損に至るまでの割合でありまして、内容については特別伺っておりませんので、大体何%ぐらいが不納欠損に変わっていくのか。例えば10あったうちの2ぐらいが毎年不納欠損という格好で処理をされているのかといったような割合のことについて伺ったわけであります。

それから、履行確認の不備については、どうも補助団体からの報告期限が十分守られていない部分があったというようなことで、各課が履行確認書を作成するに当たって改善を加えていくというような内容だったかと思いますけれども、確認団体に対しても、今後こういったことがないようにという指導をきちんとしていくつもりがあるのかどうかという点について、改めて御答弁をいただきたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 新田年一君。

総務部長(新田年一君) まず1点目の不納欠損の件ですが、市税におきますと、不納欠損額で3億3,037万8,000円ということで、これの滞納繰越額に対する割合ということですが、不納欠損の控除後の不納欠損額が2億3,187万9,000円ございます。これが割合にしますと95.8%という数字になっております。これは市税、固定資産税、軽・たばこ税含めての市税全体の数字でございます。

それから、全体のまとめのところの履行確認の件ですが、これは事務的な書類の作成上の問題もありまして、補助団体は年度を締めて決算をされるというようなこともありまして、できるだけ早く事業を完了した時点で、補助事業の実績報告書を提出いただくようなお願いもしていきながら、適正に処理をしていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 1番 安藤由庸君。

1番(安藤由庸君) 一つだけ答弁漏れがあったわけですけれども、さすがにここまで財政力指数の数値が上がってきますと、なかなかいろんな事業だとか、それから財政の運営とかというのが難しくなってくるんだろうというふうに思うわけですけれども、指数、特に需要額の計算について、需要がふえたということは、単純に人口がふえたとか、道路が延長されたというだけではない部分もあろうかと思います。ですので、そういった部分でないところで、市として行っていくべき事業等々、今後そこできちんと運営できるようにされていくというか、そういったものが多分この中には十分含まれているんだろうと思うわけですけれども、そういったものがもし市になったことによって新たに発生した事業であれば、今後それが行われていくのかということを伺いたかったわけですが、多分行っていくんだろうというふうに一応理解をしておきます。ただ、それに見合うように収入が伸びませんと、市の自主的な運営というものがなかなか損なわれていくことにもなろうかと思いますので、収入額の方も見つつ、それから実態としての市税、それからその他の収入も含めての市政運営を求めるということで質問を終わります。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺徹君。

11番(小寺 徹君) 11番 小寺です。

議案第47号の平成18年度一般会計決算認定について質問をいたします。

監査委員の意見書の中の15ページですけれども、歳入の部がございまして、そこの中で、地方交付税について監査委員の意見が出ております。「予算と執行の差額が1億9,900万円と大きく生じており、予算積算には十分注意されたい」という意見が出ております。なぜこのような差額が生じたのか、その理由。また、今後、この意見に対する対応をどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

続いて、意見書の20ページ、繰入金の項がございます。この中で、意見の最後の方に、「4億4,700万円の不執行となっている。今後は予算の計上について、財政計画を十分検討し、不執行が生じないように注意されたい」という意見が出ております。このような不執行が生じた原因、また今後の対応をどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

さらに22ページ、市債についてでございます。ここについても「差額が9億 5,900万円と大きな減額が発生している。今後は予算計上に当たり十分配慮願いたい」と意見が出ております。減額になった原因、今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

さらに附属書類とか事業報告についても若干ありますので、それについては、答弁が終わってから自席で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 新田年一君。

総務部長(新田年一君) 小寺議員御質問のまず14ページ、地方交付税ですが、平成18年度地方交付税は、収入済額が13億 5,462万 8,000円ということで、調定額といいますか、予算現額に対しまして 1 億 9,902万 2,000円ということで、ここに監査委員さんの御指摘にもありますように大きく誤差があるんではないかというような御指摘をいただきました。この内容につきましては、最終的に、今回交付税を補正予算に上げておりますのは、当初予算と今回の9月の2回ということで、当初予算の時点では大きく国の権限移譲等もあるという中で18年度の交付税が減額される方向にあると。交付税等の国の方針等も勘案しながら、若干抑えて計上してきたというようなこともあります。一方、特別交付税につきましては、繰り上げ償還等の算入等がありまして、最終的に数字的にはこのような額になってきた。最終的に増額補正をさせていただくというような結果になっております。

あとは、繰入金ですが、特に公共施設の財政調整基金からの繰入金が 4,472万 7,000円不執行になっているというようなことですが、これにつきましては、事業の繰り延べ等が一部ありまして、19年度等に持ち越しをした事業等もあるということで、当初見込んでおりました繰入金の必要がなくなってきたというような背景もありまして、不執行というような形に結果がなりました。

それから、最後、市債の関係だったと思いますが、平成18年度の起債の額は、最終的に22億9,330万円ということで、予算現額に対しまして9億5,960万の減額ということになっております。これの内容につきましても、まちづくり交付金、あるいは合併特例債等、事業の一部繰り下げもありまして、財源であります市債につきまして必要がなくなったというようなことで、最終的に10億弱の減少になっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺徹君。

1 1 番(小寺 徹君) 今の答弁は、こういう実態になったということで、今後の対応について、監査委員からの意見書ですので、どうしていくかということでお尋ねしておるんですけれども、これは予算積算するときは全然わからんでやむを得んという判断をされてみえるのか。 もっとこういうことを気をつければ、こういうことはなくなるという内容なのか、その辺はどう判断してみえるか、お尋ねしたいと思います。

それと、もう一つお尋ねするんですが、地方交付税の場合、いろいろ基準があって入ってくるのと、もう一つは、合併特例債を借りますと交付税算入という部分がございますね。これは現在特例債を借りた分の中から交付税算入ということで、毎年、年度どのぐらい入ってくるかということがはっきりして、ここの中にも入っているのかどうか、その辺はどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 新田年一君。

総務部長(新田年一君) まず、予算の編成につきまして、交付税、市債、繰入金等、誤差のないといいますか、適正な予算編成をすべきというような御指摘につきましては、事業の取り組みといいますか、事業計画、あるいは予算づけ等の関連で、これに伴う歳入をどこに求めるかというようなことになってくるだろうと思いますが、事業計画を当初予算の段階で十分詰めながら適正な財源確保をしていきたいというふうに思います。交付税につきましては、できるだけ国・県等の算定の情報を早目に入手し、決算額に近い状況で交付税算入を早い時期にしていきたいというふうに今後思っております。

それから、特例債の交付税算入につきましては、金額、ちょっと申しわけありませんがつかんでおりませんが、事業の内容によりましては75%相当額を交付税の方で財源措置をしていただいているというような状況です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺徹君。

1 1 番(小寺 徹君) それでは、今後誤差が生じないように、予算編成のときにひとつぜひ十分な検討と精査をしながら計上していただきたいということを要望しておきます。

次に、附属書類の98ページに国民年金の決算がのっておるんですけれども、そこに職員の給与 700万円、手当 436万円、共済費が 147万円ということでのっておるんですが、これは何人分を見ておるのかということと、それから事業内容で、旅費が1万 7,420円、需用費が15万、役務費が6万 3,612円、委託料が25万ということで、事業費が非常に少ないんですね。何の仕事をやっておるのかということですね。たしか国民年金は、以前は自治体で徴収業務をやっていたんですが、今は何もほとんどやらずに、社会保険庁へ変わった段階でこういうような予算が、予算のときにちょっと気がつかなかったもんですから、決算のときにずうっと見ておったらこういうことに気がついたんですが、これどうなっとるんだなあと思いましたので、ちょっと質問いたします。お答え願いたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 国民年金の事務でございますけれども、徴収事務につきましては、一応国の方といいますか、社会保険事務所の方に移管をされたということでございますけれども、あとの相談業務、また申請、いろんな届け出の業務が残っております。そのようなところで、旅費等につきましては、それの社会保険事務所との打ち合わせといいますか、事務の突合ということであるわけでございます。職員につきましては、2人分を一応上げておりますが、年金だけにかかわらず、全体の課の中で回しているのが現状でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺徹君。

11番(小寺 徹君) 2人を配置しているけれども、ここは年金にかかわらず、いろんな窓

口業務をやりながらやっておるということで、予算上こういうふうに計上しておるということ で理解してよろしいですか。

もう1件ですけれども、同じ附属書類 156ページ、下水道事業の中で人件費が見てあるんですけれども、給与 1,032万円ということで、下水道事業の特別会計の中でも人件費が組んであるんですけれども、一般会計の中で下水道費の人件費を組むということは、特別会計の中で人件費を見て、そちらで全部見るというのが建前だと思うんですけれども、予算のときに私も気がつかなかって、今、気がついて見たんですけれども、こういうことは何でこうなっておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

議長(藤橋礼治君) 水道部長 河合信君。

水道部長(河合 信君) 下水道事業の方に給与として決算額が 1,032万ですね。これは 3 人分ということで、水道部の方で合併処理浄化槽の受け付け、それから補助金交付事業というものをどういうわけか水道部でやっています。水道部でやって、それを下水道費というふうに予算化しておりますので、ここで給与を見ておるということなんですけど、以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺徹君。

1 1番(小寺 徹君) 合併浄化槽に補助金や何かを出す、そういう実務をやっているということならば、下水道じゃなくて、環境課とか、そちらの予算を組んであるんじゃないですか。そちらの方の人件費で見るのが本当で、下水で見るというのがいいのかどうか、ちょっと私は疑問ですけれども、3人ですね。ちょっとそれは多いんじゃないですか。実務がこれでいいのかどうか。今までもずうっとこうやっていたのか、私、気がつかなんだでいかんけど、今までもずうっとやってみえたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 水道部長 河合信君。

水道部長(河合 信君) 間違えました。ごめんなさい。

これは下水道の西処理区の下水道事業にかかわる業務で、そこで 3 人分が見てあるということです。訂正します。ごめんなさい。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺徹君。

1 1 番(小寺 徹君) 下水道の西地区の処理区域ですと、下水道特別会計という特別会計がありますわね。その予算で組むのを、なぜ一般会計で人件費を組んでおるのか理解ができんのですけれども、要するに特別会計でどんどん人件費を組んでしまうと、経常経費の額がどんどん多くなって、下水道が赤字ということが出てくるもんで、一般会計で人件費を数字的にこういうふうに見ておるという数字的な操作でやってみえるんじゃないかなあというふうな気がしちゃうんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長(藤橋礼治君) 水道部長 河合信君。

水道部長(河合 信君) 一般会計の下水道費には、要は給与、下水道事業にかかわる職員の給与、それから下水道協会負担金、それから調査委託料などが一般会計で、それから下水道特別会計への繰出金というのが組んでございます。それから特別会計の方は、歳入では分担金とか国庫の補助金、それから一般会計からの繰入金、それから下水道使用料など。歳出の方では、主に維持管理、それから工事請負費に関するものなどが特別会計で組んであります。ちなみに予算計上の人件費に関しましては、水道部の方で分けまして、上水道が5人、それからコミプラ会計の方で2人、それから特環の方で3人というふうに、人件費については組んでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺徹君。

1 1 番(小寺 徹君) ちょっとよくわからんのですけれども、一遍また下水道の特別委員会とか、また産建の中でもこういうことはぜひ論議をしてほしいと思いますし、下水道特別委員会でもまた質問して、議論を深めていきたいと思います。

次、もう1点質問したいのは、事業報告書の中で24ページの政策推進費の中で、市民保険課窓口業務事務労働者派遣業務委託ということで、住基関係に1名、国保関係1名ということで、派遣労働者を窓口に採用して、そのお金が何月から何月で幾らということで載っておりますね。それで、派遣労働者ということになっておるんですが、要するに派遣労働者ですと、基本的には一時的に仕事が忙しくて人が足らんときに派遣をお願いするというのが派遣なんですけれども、窓口というところに派遣労働者というのがふさわしいかどうか、どう思ってみえるかということと、それから、派遣労働者というのは3年という期限がありますね。3年でかえていかなあかんというようなときに、窓口業務の職員をみずほ公共サービスから派遣してやっていくということは本当にふさわしいのかどうかということを私は疑問に思っております。そういう点で、どのように考えてみえるか。これは政策推進のところで予算計上したということは、試行的にやったという段階でこういうふうに予算化されておると思うんですが、そこら辺、やられた段階で、実績としてどうだったかということも含めて、お尋ねしたいと思います。

議長 (藤 橋 礼 治 君) 公 室 長 広 瀬 幸 四 郎 君 。

市長公室長(広瀬幸四郎君) 小寺議員さんの御質問の件ですが、まず、ここにある経費につきましては、一応試行ということで18年度はやらせていただきました。この問題につきましては、最初3ヵ月は研修ということで会社の方から派遣させまして、その様子を見ながら、この1年は派遣業務ということで、国保と市民窓口。市民窓口も最初は巣南庁舎の方でやらせていただきました。現在どうなっているかというと、今5人ほど穂積庁舎の方へ来ております。派遣がいいかどうかという問題は、まだ、今その中で、言われたとおり3年で派遣がだめになり

ますから、そのときに初めて業務請負というのがいいかどうかということをその3年間で判断したいなと思っております。これからの考え方ですと、そのような進め方で、もう少し様子を見たいなというふうに思っております。一番気をつけなあかんのは、偽装請負ということで、また新聞なんかに載りますと困りますので、その辺十分踏まえて考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺徹君。

1 1番(小寺 徹君) 今後の問題として、3年以降は業務請負という方向も一つあるんですね、選択の方向として。そういう方向に行くかどうかという一つの選択が迫られると思うんですけれども、業務請負になると、要するにパソコンとか事務費とか、そういうやつをどのくらいの経費で貸し出すかという契約も結ばないかんでしょう。そういうことが本当に実務的にできるのかどうかということが一つ問題点としてあると思うんですね、私の思いは。

もう一つは、守秘義務の点で、本当に窓口に来た人たちが守秘義務を守れるかどうかということがあると思うんです。私の思いでは、要するに派遣社員で来られた方が本当に守秘義務を守れるかということにちょっと疑問があるんです。というのは、その方は日々雇用ですので、非正規職員で、非常に安い給料で、身分も安定しないという人たちに誘惑がかかって、こういう情報をとってくれよということで誘惑がかかるということも考えられるわけですね。そういう場合は、その人たちは、その誘惑のときの、これだけお金を出すということでお金を積まれれば、自分の身分保証と換算して、その方がいいということになれば、それをやっちゃうという可能性があるんですね。だけれども、公務員の場合は身分が安定しておるので、その身分を捨ててまでもそんな誘惑に乗らんぞということで、しっかり守秘義務を守るということで、守秘義務というのは、やっぱり身分が安定し、しっかりと守秘義務を自覚している公務員の方が守れるということが言えると私は思うんです。試行的にやられ、ことしも5人ということで大分ふえておるんですけれども、この辺はそういう点もしっかり踏まえて、ぜひ問題点があったら検討し、請負でいくのか、またもとに戻すのかということも含めて、ぜひひとつ検討をお願いしたいということを要望して、質問を終わります。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 2点について質疑をいたします。1点は、全体的、総括的な点です。も う1点は、ごく部分的な点です。

初め、全体的、総括的な質疑をさせていただきます。

何についてかといいますと、瑞穂市の健全財政についてです。瑞穂市の財政は非常にトップ

で健全だと言われていますが、この瑞穂市の健全財政が、瑞穂市政全般の中でどういう意味、解釈をしたらいいか、大変疑問を持ちますし、誤解されていると言えるのではないかと思いますので、この点につきまして、今、市政の大きな変わり目でございますので、今後非常に悪化するというふうに言われかねませんので、ここで一度市長、並びに執行部の方々の御見解を伺っておきたいということです。

もう少し具体的に申し上げますと、先般、県の実質公債費比率が発表されました。瑞穂市は断トツの1位でございました。中日新聞は単年度で発表しまして、1位でしたが、岐阜新聞は3年間の平均で発表しましたが、この3年間の平均でも1位でした。これを全国の順位でいきましても驚くべき順位でございます。これは平成17年度の資料でございますが、何と約800市の中で全国第6位でございました。このような数値から、瑞穂市は健全財政であるということが全国紙の新聞紙上でも非常に褒められている。見習うべき自治体であるという記事も時々見られます。前市長が長く、先般の選挙でも依然として高い支持を受けていましたし、もちろん議会の皆様も支持していらした方が多いわけでございますが、この理由というのも、この高い健全財政であったと思います。しかし、最初に述べさせていただきましたように、非常にこの数字には、市政全般から見ますと大きな誤解があると思われます。

少しだけ具体例を申し上げますと、さきの選挙で新市長がマニフェストに上げられましたように、下水整備率とか公園整備率とか、ハード、基盤整備がこの段階においても他市よりも非常におくれているわけです。新市長が市長になられましてから、自治会関係者とか経営者協会とかで数字をもって説明されますと、今まで知らなかったと。へえ、そうなのかと言われるのを聞いて、ますますびっくりするわけですが、まして一般市民には非常に誤解があると思います。

今後、基盤整備をしていきますと、この数字は、数字だけとりますと悪化していくわけです。 マニフェストを実施していきますれば、財源はどうするんだという質問がしばしばこの議場で も投げつけられますように、数字は当然悪化していくわけです。

松野市政から堀市政への転換期において、市民に、今までの健全財政について、そして、今後数字だけでいけば悪化したというふうに来年度から順番に受け取られないために、ここで、現在まで示されました健全財政、瑞穂市は健全財政であるという言葉はもう聞かれなくなっていくわけですから、担当課と市長に、この解釈をどのように説明なされるのか、お聞きしたいと思います。

まず議会で説明していただきまして、この点につきましては、ホームページにちゃんと財政のコーナーをつくっていただいて、そして広報でも特集を組んでいただきまして、市民の皆様に誤解のないように明確に説明していく必要があると私は考えておりますので、この機会にこの質疑を取り上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 新田年一君。

総務部長(新田年一君) それでは、熊谷議員さんの瑞穂市の健全財政についてということで、今後の財政がどういうふうに推移をしていくかというような点につきまして、まず財政担当部の方からお答えをさせていただいて、その後、事業への取り組みにも関係をしてきますので、その後、市長さんの方にお願いをしたいというふうに思っております。

まず冒頭に、県下といいますか、全国から見た瑞穂市の実質公債費比率の数値につきまして、 熊谷議員がお話しいただきましたように瑞穂市は 3.7%ということで、県下第1位の数値、公 債費比率の一番低い市町村ということで発表がありました。この内容を分析してみますと、県 内で一番低いという数字の件につきましては、特に17年度、前年度から比べますと 1.2ポイン ト下がりました。この数字だけを見てみますと一番低いということですが、この内容には、公 債費比率の低減に向けまして、公債費、借り入れしております残高の一部償還、特に利率の高 いものを優先的に、国の方、財務局の方が認めていただける繰り上げ償還のできる範囲で繰り 上げ償還を実施してきたというようなこともありまして、この数字が 7.8%ということになり まして、これが数字を引き下げる大きな要因になってきたというふうに思っております。

それから、特に縁故債につきましては、借り入れ等の際に利率の交渉をして低利率で借り入れをしたりとか、さらに5年ごとの利率の見直しをお願いして利息の抑制を図ってきたというふうなことも数字にあらわれてきているというふうに思っております。

今後の事業の展開にもよりますけれど、この数字がどういうふうに推移していくかということにつきましては、現在、借り入れ残高が、特に平成19年度から23年度に向かいまして償還のピークを迎えてくるというような現状になっております。おおむね80億ほどを見込んだ数字になっておりまして、このまま償還を続けていくと、現状のままで続けていくというふうになりますと、3%から4%ぐらいの数字になるだろうと。現在の数字よりも若干上がってくるだろうというふうに思っております。この後の事業の、特に下水道等の事業の展開によりましてこの数字が大きく変わってくるだろうというふうに思います。現状ではそんなような内容になっております。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) ただいま、18年度の一般会計の決算の認定を御審議いただいておる中で、関連しての御質問でございます。現在、瑞穂市が断トツにトップの健全財政であるが、本当に健全財政かということでございますが、数字の上では確かに実質公債費比率、県下で一番でございます。ところが、このまち、やるべきこと、やらなくてはいけない、まちづくりの基本的なこと、こういったことが整備されておりません。そういったものを他市町並みにいきますと、私は実質の公債費比率は10から十二、三となっていくんではないかと。ですから、今後行政運営をするに当たりまして、当然やらなくてはいけない、やるべきことは議会の皆さんにお話を

して、取り組んで、政策に盛り込んでまいりたいと。そして、実質的に事業もできておる、そして財政もそれなりにある、こういう運営をしてまいりたいと思っております。それには、補助金の関係、いただけるものはいただきながら、また交付税算入できるものは事業の中で入れながら、しっかりと取り組んでまいりたい、そういう考え方を持っております。一般質問で通告がございましたら、きちっとお答えを申し上げるところでございますが、今の時点ではこういうことだけを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 来年度以降、数値が高くなっていくというか、悪化というふうにとられないように、変わり目の今年度からきちんと市民の皆様に今後の見通しについて御説明を申し上げていくという方向でお願いしたいということで全般的なことは終わります。

あとは部分的なことですが、事業報告書38ページですが、みずほ放課後児童クラブの指導員の賃金というのがございます。この点について、ちょっとお尋ねいたしますが、市長はマニフェストで公設公営という……。

〔発言する者あり〕

8番(熊谷祐子君) 失礼しました。事業報告書の38ページでございます。みずほ放課後児童 クラブの指導員のことについて質問させていただきます。

嘱託員も実際は学童の面倒を見るはずの人ですので、合わせますと大体 1,000万円ぐらい使っているわけですが、御承知のように、現在、学童では市から 1 名、居場所づくりの指導員として 1 名派遣していまして、あとは民営ですので保護者が負担しているわけです。その学童の民営が大変なわけですが、特に大変なのはこの指導員のお金なんです。新しく立ち上げるところとか、人数が少ないところでは、人数が多い穂小校下なんかと比べますと最初 3,000円の差があるところ、高いところから出発しまして、それなら預けられないわといって引く親もいると聞いております。マニフェストとしては公設公営ということがうたわれておりますので、新年度からこの数字が倍以上に上がるのか。つまり指導員というのは、全員市が雇うことになるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 放課後児童クラブにつきましては、市長のマニフェストにもございます公設公営という考えで進めていきたいということでございます。私どもも現在それに向かっているいる事務をしているわけでございますが、この金額が倍になるかどうか、そこまではまだ算定はしてございませんけれども、一応その方向に向かって進めていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 具体的なはっきりした御答弁はありませんでしたが、一応平成20年から 学童の指導員につきましては、全員が公設公営の公約のもとに市のお金から出るというふうに 受け取らせていただきます。

あと1点、それに関連しまして、指導員に大変不安がありまして、つまり現在の指導員がそのまま雇ってもらえるのかどうかというのがあります。ここで御答弁は求めませんが、6月議会でも、指導員に学校でやることについて反対の声が聞かれるという文教委員長の報告がありました。全員かどうかわかりませんが、自分たちが解雇されるのではないかという不安は何人か聞いております、実際に。その点も今後よく話し合ってやっていっていただきたいと。関連でお願いして、終わります。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 2番、翔の会、若園五朗です。

議場の中でいろいろ発言があると、そのままいろいろと書かれる方も見えますけれども、最終的には執行部の提案、そして議会の議決でございますので、そこら辺も議事録にいろいろ載るかと思いますが、慎重に、執行部の方、書かれる方も、よろしくお願いしたいと思います。

それじゃあ、質問内容でございますが、決算附属書類の 270ページ、瑞穂市財産に関する調書の中のちょうど真ん中辺でございますが、普通財産、山林、その他とございますが、土地の決算年度末残高の面積が4万 3,500というふうにのっていますが、17年度から18年度に向けての有効利用ですね。土地の、普通財産であれば行政財産、あるいはどうしてもできなんだら処分するというような方向が必要かと思うんですが、旧巣南からの土地の未利用地、あるいは土地開発公社から、合併して一般会計へ繰り入れておる財産がございますが、現在どのような状況であるか。今、どれだけ面積があって、17年度から18年度に向けての財産の処理、運用について確認したいと思います。

あと4点ほどは自席の方で質問させていただきます。よろしくお願いします。

そして、附属書類の 144ページの道路改良費の不用額でございます。このページで見てもらいますと、当初予算が 2 億 5,700万に対して 8,000万の不用額が出ていると。その理由ですね。

そして 150ページ、不用額の件について御質問申し上げます。街路事業費の委託料の不用額が 640万出ています。それはどういうような理由か確認したいと思います。

そしてもう一つ、 156ページの都市下水路費の当初予算が 2,400万に対して不用額が 840万 出ているということで、土木費全体の不用額でございますけれども、14億 1,000万使っておっ て、不用額が 2 億 5,000万ということで、予算を組んでおきながら不用額が非常に多いという ことでございますので、そこら辺、なぜそういうような状況が出ているか、確認をお願いした いと思います。

そして事業報告書、18年度と17年度をちょっと私、見せてもらっているんですけれども、その中に、18年度の22ページの自主運行バス、その中に、前年度も予算が、18年度でございますけれども、3,600万ぐらいの予算、あるいは路線バス運行負担が520万ということで、結果的には予算は4,100万、17年度、18年度一緒ですけれども、17年度と18年度を見てみますと利用状況が若干減っています。公共交通特別委員会の方でも路線バスのルートとか、あるいは時刻等の検討ということで、年度別に見ても乗降客が減っています。その辺の今後の対応ですね。このままどんどん行けば、下がるか上がるかわかりませんが、前年度対比を見てみますと、1万2,000人乗っておったのが1万1,500人ということで、500ちょっと年度ごとに減っていくということですので、予算の有効利用に向けての今後の対応について、どのように考えてみえるかというのを確認したいと思います。

そして、財政状況の中で、今年度、10億前後の大きな繰り越し、一部積み立てとか、いろいるしておるんですけれども、財政状況の資料の中の市町村の財政状況、その中に新聞等でございます実質公債費比率が、先ほどもございましたが 3.5%ということで、お隣さんを見てみますと大体 2 倍から 3 倍上がって、非常に多くの事業を行っている。それに伴って起債もふえているということですけれども、市町村の財政の状況の中で、住民 1 人当たりの普通建設事業、瑞穂市の場合 4 万 2,000円、17年度版の行財政の資料でございますけれども、ほかの市に比べると若干普通建設事業費、先ほども市長の答弁がありましたように土木費をぱっと見たときに不用額が多く出ておる。そして、各市町もそれなりに道路整備をしておるけれども、財政力がよくても、普通建設事業、道路整備等もある程度今度見直しすることによって実質公債費比率も上がってくるかと思うんですが、住みやすいまちですけれども、もっと道路改良なり、道路整備をどんどん進めてもらえるとありがたいなと思いますが、そこら辺の方向性ですね。財政力がいいだけではあかんで、それなりに普通建設事業の投資、投入状況、今後どのように対応されていかれるのか御質問します。以上です。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 新田年一君。

総務部長(新田年一君) 若園議員の御質問の、まず財政といいますか、総務の方からお答えをさせていただきます。

最初に、公有財産の保有状況、行政財産も含めてということで、特に普通財産の有効活用、 今後の見通しはどうかというふうな御質問だと思いますが、まず附属書類の中にありますよう に、保有状況としましては、 270ページ、 271ページに掲げております面積の状況でございま す。土地につきましては、今年度6,689.47平米の減少ということで、普通財産の処分を行って おりますし、今後、差し引きしまして、18年度の年度末の保有状況で4万3,535.17平米という ことになっております。この普通財産につきましては、財産調査特別委員会等が中心になって、 議会と執行部ともども今後の普通財産の有効活用に努めていきたいというふうに思っておりま す。

それから、自主運行バスの利用状況ですが、利用者数はちょっと今データがすっと出てきませんので、また後ほど回答させていただきますが、1万 2,000人から1万 1,500人に利用者数が減少しているんではないかというようなお話でしたけれど、18年度の初めにコースの見直し等も実施されたというふうに聞いておりますし、今後もインターネット、あるいは住民の皆さんからの御要望等もお聞きしておりますので、特に大きなショッピングセンター等のお客様の利用等も反映、あるいは高校生の通学利用時間帯の見直し等も今後具体的に進めていきたいなというふうに思っております。そんなところです。以上です。

議長(藤橋礼治君) 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長(松尾治幸君) 若園議員さんの御質問にお答えします。

まず 144ページの道路改良費、約 8,000万の不用額が大きいんではないかという御質問でございますが、この大きなものにつきましては、土地購入費、当初予定しておりました土地の購入の関係で大きく 4,500万円ほど不用額が出ておるということで、実際用地交渉に入って、なかなか合意が得られなかった部分等も含んでおりますが、大きくは用地購入費の不用額でございます。

続きまして 150ページの関係でございますが、街路事業ということでの御質問かと思いますが、街路事業の不用額は 105万円ぐらいですので、たしか若園議員さん、 600何万という御指摘だったと思いますが、これにつきましては、都市計画の総務費の委託費の関係で六百四、五十万の不用額を出したということでございますが、これにつきましては入札差金等いろいる含んでおりまして、実際予定よりも低く委託ができたというようなことが原因かと思います。

156ページでございますが、都市再生整備事業で約 5,100万ということですが、これはまちづくり交付金事業ということでございまして、地下道の関係の逓次繰り越しということで繰り越し等もやっておりますので、その辺の関係の事業が繰り越しの関係等も踏まえまして 5,100万ということでございます。今後、予算の積算につきましては、事業の内容等を精査しまして、不執行にならないように極力努力するということで御理解を賜りたいというふうに思います。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 私の方から、若園議員の財政の運営のことにつきまして御答弁をさせていただきたいと思います。

数字だけで財政力指数の数字を見ておりますと本当にいいわけでございますね。この状態で 事業を何もやらなかったら不交付団体になってしまう。御案内のとおりでありまして、今、約 14億円の交付税をいただいております。莫大な事業ができていないのに、基礎的なことができ でいないのに、それがなくなってしまったらとんでもないことでございます。いろんなことが整備されて、もう何もやることがないという中で財政力が1になるあれでしたらいいわけでございますが、そうでないわけでございますので、若園議員から御指摘がありましたように、本当にやるべき事業、やらなくてはいけない事業、下水道とか公園の整備とか、ハード面のこういった関係ですね。こういったあれも、やはり補助もございますし、交付税算入のあれもございます。しっかりとこういうことを計画的に推進していかなくてはいけない。もちろん議会によく御相談申し上げて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。今、18年度の決算の認定をいただいておるところでございますし、19年度の予算は前の市長が提案をされた。それを執行しておるところでございます。20年度の予算は全く私の方で積算をさせていただくわけでございます。繰り越しとか、不執行とか、いろいろたくさん出ております。御指摘のとおりでございます。そういうことのないようにシビアな予算編成をして、なぜこんなに繰り越しがということのないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。いずれにしましてもいろんな事業を今後御提案申し上げますけれども、議員の皆さんによく御相談申し上げて、私の答弁とさせていただきます。以上であります。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 普通財産の件でございますけれども、前年度対比で 6,689平米の財産処分したということですけれども、市長にお伺いしたいんですが、まだ多くの、今、土地調査特別委員会でいろいろ検討していますけれども、財政運営も大事ですけれども、やっぱり未利用地の処分の方法も簡潔にお願いしたいと思いますので、もう一回その答弁をお願いしたいと思います。

そして、不用額の件でございますけれども、前年度、当初予算があって、いろいろ工事差金があったと思うんですが、今回、9月補正でこういうような形で決算で余剰金が出て、9,700万ぐらいの今度は補正を組んだように、前年度みたいに不用額がもし4,000万も2,000万も、工事請負とか、土地利用を残さずに、今言われたように、今までの積み残しというか、地元要望があると思うんですね。ゼロとはいいませんけれども、先ほど市長が答弁された形で、予算を組んであるやつは1件でも2件でも執行をお願いしたいと思いますし、そしてもう一つ、地域要望とか、幹線道路という予算の組み方をしておると思いますが、そこら辺も、市長の答弁の中に、実質公債費比率もある程度事業をやることによって上がると思いますが、やっぱり施策なり方針を、20年度には、今までもよかったんですけど、もっとわかりやすいような形で、投資的経費をそれなりに使ってほしいと思いますのでお願いします。

もう一つ、普通財産の例の処分なり、利用方法について、もっと早くやってほしいんですけ

れども、市長の考え方をお願いしたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 普通財産を早く計画的に処分せよというあれでございますが、このことにおきましては、今、議会の財産調査特別委員会でも御審議をいただいておるところでございまして、今度、現場も見ていただいて、御相談も申し上げながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

そして、不用額のことがございましたが、いずれにしましても20年度にはそういうことのないようにということでございます。市として当然やらなくてはいけないこと、そして要望のことに分けまして、きちっとよくわかるようにして、いろいろ事業に取り組んでまいりたい。この予算の編成方針とか、そういうことにつきましては、12月なりの議会におきましてまた述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(藤橋礼治君) それでは、議事の都合によりまして、暫時休憩をとらせていただきます。 午後は1時30分から開会いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時33分

議長(藤橋礼治君) ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。 質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 私は、2点にわたりまして質問をさせていただきたいと思います。まず1点目は、議員報酬についてであります。

まず議員報酬の現状について、全国的、県下的にどうなっているかについて見てみたいと思うわけでありますけれども、手元に市議会議員報酬に関する調査結果、こういう資料を用意いたしております。これは平成18年12月31日現在、全国市議会議長会の調査による資料でございます。これは皆さん方もインターネットで多分何人かの方はお読みになっておられるかとも思います。全国 802の市の報酬に関する調査結果でありますけれども、それを見てみますと、議長報酬が51万 6,000円、副議長報酬が45万 6,000円、議員報酬が42万 1,000円であります。これは全国平均です。それで、類似の団体はどうなっているか。これを見てみますと、5万から10万未満では、議長が47万 3,100円、副議長41万 5,400円、それから議員が38万 7,500円、こういうふうになっております。

岐阜県の状態をその中から見てみたいと思うんですけれども、岐阜県は、一番高い岐阜市が 73万円でありまして、一番低いのが瑞穂市の25万 5,000円ということで、県下の市で瑞穂市が 一番低いというような状況であります。この25万 5,000円という議員報酬は、実はこの資料で 見ましても、5万未満の市の全国平均が、議員が32万 3,200円ということでありますから、それに比べてもこの瑞穂市の議員報酬というのは大変低いというのが全国議長会の調査の結果なんです。

その結果を踏まえまして、お尋ねをしたいと思うんでありますが、こういう瑞穂市の実態に ついて、市長はどういうふうに認識をされているのか、それをお聞きしたい。

2 点目は、地方分権化時代における議員の役割及びその待遇というものはどうあるべきか。 この点についてもお聞きをしたいと思います。

以下、自席に移らせていただきます。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 決算の認定の中におきまして、議員報酬の質問でございます。私がどのように考えておるかということでございますが、実は私もかねて4月の十何日までは議会議員の一人でございました。そんな中で、自分にも思っておったことでございますけれども、瑞穂市の議員報酬、県内の養老町、さらには大野町、こういったところでも、町でありながら26万、7万、8万の報酬でございます。そういったものと比較しましても、また類似する自治体と比較しましても断トツに格差がございます。本当の意味での議会活動をお願いしようとしますと、はっきり申し上げましてこの金額ではとても低いということは私も認識をいたしております。今ちょうど議会におきまして定数の問題を取り上げて、特別委員会で御審議をいただいておる。私は、ここでその結果が出てまいりましたらこの報酬の是正をしてまいりたいと思っております。それが出てまいりましたら、議員報酬を初めとしまして、いろんな分野の報酬を報酬審議会にお諮り申し上げまして、適正な価格にしたいと、このように思っておるところでございます。そのことだけを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 確認をさせていただきますけれども、議会の方の定数の特別委員会の方で一定の方向が出てきた段階で、議員報酬については適正な報酬に是正を考えていきたい、こういう答弁でございますけれども、具体的には報酬審議会を開いて決めるということでよるしゅうございますね。確認だけしておきたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) そのとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) では、次に移ります。2点目であります。保育所における調理業務についてお聞きをいたしたいと思います。

まず 1 点目は、瑞穂市内の 9 保育所の調理業務の現状というものはどうなっているか。そのことについてお聞きをしたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 給食の現状でございますけれども、3歳未満児につきましては、自園給食といいますか、各保育所の調理でもって給食をつくっております。また、以上児につきましては、共同調理場の方、給食センターの方で調理をして、配送して、それを給食に充てている、副食に充てているという現状でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 3歳未満は自園方式、それから、それ以上については共同調理場から外部搬入をしているという事実ですね。では、お尋ねしますけれども、保育所における調理業務については法的にはどのように規定されていますでしょうか。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 法的といいますか、児童福祉法があるわけでございますが、そこで基準を設けているわけでございます。最低基準の中に、いわゆる調理場を設けなさいということで、自園給食を原則とするというふうにうたってございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 今、基本的な答弁がございましたけれども、正確に申し上げておきますと、児童福祉施設の最低基準ということで、昭和23年12月29日に厚生省令第63号があります。その中で児童福祉法第45条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準を次のように定める。児童福祉法の第45条というのは、最低基準を定めるということの規定なんですけれども、その中で、32条というのがございます。これは、保育所の設備の基準を規定しておりまして、その1項の中で、乳児、または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には乳児室、または匍匐室、医務室、調理室及び便所を設ける、こういうふうに書いてございまして、今の答弁にありました調理室が入っております。そして、第5項には、満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室、または遊戯室、屋外遊戯場、保育所の付近にある屋外遊戯場にかわるべき場所を含む、以下同じ。調理室及び便所を設けること。やはり2歳以上の幼児についても調理室を設けることということで、児童福祉施設最低基準の第32条に規定をされておるわけであります。

それのほかに、今確認をしておきますけれども、あとは国の通知とはどういう通知が出ているか、保育所の給食調理業務について。それについて、ちょっとお答えください。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) その関連につきましては、最低基準をクリアするようにという通知

でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 本当はもう少し具体的内容について、今私が申し上げたような具体的な答弁をお願いしたいわけでありますけれども、これにつきましても、平成10年2月18日に厚生省の児童家庭局長から通知が出ております。これはどういうことかというと、ずうっと規制緩和が続く中で保育所における調理業務の委託の問題が出ておるんですね。その中で、調理業務の委託についての基本的な考え方でそれを許す方向にするんですけれども、その場合においても、調理室についてはどういうふうに通知をしているかというと、施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであると。こういうふうに明確に通知が出ているわけであります。そういう通知の内容でいいですね。首をうんうんと振っていますから、答弁はしていませんけど、間違いないということで、あと、県の指導はどうですか。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 県の指導につきましては、一応自園給食でやるようにという指摘は ございます。私どももそれに対しては、いろんな事情から調理場でやっているんだということ は申し上げておりますけれども、一応県からの指摘については、自園給食というような方で来 ております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 県の児童福祉施設指導監査、毎年1回行われているそうですけれども、そこでやむを得ない事情で施設内で調理を行っていない施設については、国の通知に基づき施設内調理に移行するよう指導するということで、平成12年12月20日、保育所の当面の指導基準についてということで文書及び、今、部長の答弁があったように、毎年1回の監査の中で指摘をしているというふうに岐阜県の児童家庭課は申しております。

それから、今後の方針につきましても、引き続き最低基準に基づき、原則として自園での調理を指導。特区申請については、法令違反の追認ということでなく、保育所の運営や地域の実情に合わせ、特区の申請も一つの方法であるとして指導をしていくというふうなことであります。今、簡単に申し上げましたけれども、国及び県の法令や指導というものがどうなっているかということを確認させていただいたわけであります。そして、日本保育協会という社会福祉法人があるんですけれども、そこの調査によれば、平成15年度におきまして、自園方式の調理というのは94.3%ございます。それで、岐阜県の状況はどういうふうになっているかと申し上げますと、公立で306、私立で132、合計438の施設数がございます。その中で、給食の調理

形態で自園による給食、保育所給食は 368ということで84% ございます。そして、学校給食センター、これは公立で87ありますけれども、公立の比率をいいますと28.4% ということで、全国、それから岐阜県の全体的な保育所における調理業務というものは、ほとんどが自園方式で行われているというのが実態でございます。これが国の法令及び国の通知、県の指導の方向性だと思うんですね。

そこで、お聞きをいたしますけれども、先ほど青木部長の答弁では、3歳未満児につきましては自園方式、それ以上については共同調理場から搬入しているということでしたね。そうすると、この状態というものをどう考えるか。つまり法令に、あるいは児童家庭局長の通知、あるいは県の指導に反しているんではないか。法令にも違反している。指導にも違反している。そういう状態が続いているんではないかと思うんですが、いかがですか、その事実について。

〔発言する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 今、局長と話ししておりましたら、合っているという言葉でございましたので、もう少し聞いて、それからしますので。

市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 配送給食といいますか、共同調理場で今までつくってきたわけですが、私の知っている限りでは昭和四十二、三年からずうっと続いているわけでございますけれども、調理員の人件費の効率化とか、調理器具の効率化、それからまた衛生管理が非常にしっかりできる。それから、献立の食材が一括購入でもって、非常に単価が安く仕入れて、それだけのいいものが買えるということで続けてきたのじゃないかなと、かように思っております。そして、国の方の考えとしまして、調理室がなければ認可はしないよという方向らしいんですけれども、昭和52年に牛牧第2、それから本田2が54年だと思うんですが、建設した時期に、未満児の調理場はあっても、3歳以上児は共同調理場から搬入するというような形態をとっても認可がもらえたというような状態でございました。そのようなところから現在まで続いているわけでございますけれども、今後、瑞浪でも特区をとっておりますけれども、特区と特別変わった状態でない形態をとっておりますので、これからも調べて、よりよい適切な方向に向けていきたいと、かように考えております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 私の質問したのは、要するに法令に違反しているかしていないか、このことをお聞きしているわけです。給食センターで食材の一括購入、あるいは衛生面等々の話は、それは給食センターに移行していく中での一つの考え方として言われておると思うんでありますけれども、私がとにかく、重ねて申し上げますけれども、お聞きをしておるのは、国の法令とか、国の通知とか、県の指導に違反しているんではないかどうか、この点をお聞きして

おるんで、それに答弁ください。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 基準どおりにやっていないのは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これからの検討課題の一つとなっていくわけでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 検討課題の一つというふうに言われておりますけれども、現実的に、例えば、今つくっておる別府保育所の調理場について見ても、児童福祉施設最低基準第32条の要件を満たしていますか。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 一応調理室はございますけれども、それだけの人数の調理はちょっとこなせない状態ではないかなと思っています。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 3歳以上の調理施設、32条の5項の2歳以上についてはやっていないということですよね。ということになってくると、そのことも最低基準第32条に違反をすることになるんです。もっと例を言えば、厚生労働省の保育所の設置認可等についてということで、自発第 295号というのが平成12年3月30日に出されております。これをちょっと読んでみますと、保育所の設置認可等については、保育所の設置認可等について、昭和38年3月19日、自発第 271号(以下「自発第 271号通知」という)により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して、地域の実情に応じた取り組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を下記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)、その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然である。この点については従来の取り扱いと変更がないものであるので、念のため申し添えるということで通知が出ておるんですね。この通知は御存じですか。議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) その詳しい内容までの通知は存じておりませんけれども、趣旨としては理解をしております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 趣旨としては理解をしておると。中身は細かくは知らないけれども、趣旨として理解をしておる。趣旨として理解をしておるということは、新しい保育所をつくる

ときに、今の児童福祉施設最低基準の第32条を満たすということを理解しておるということで しょう。そうだとすれば、どうして、あなたが今答弁をされたように、未満児だけ調理室をつ くって、それ以外はつくらないんですか。それは趣旨を理解したことになるんですか。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 先ほども申しましたように、共同調理場で調理をして配送するという特区もあります。同じような形態ですので、瑞穂市も今までやってきております。これからもできてくるだろうということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) やっぱり言葉はきちっと、事実に基づいて、内容を理解して発言しなきゃいかんと思うんですね、お互いに。というのは、特区はまた別ですよ。例えば大野町の例、新聞で見られたですよね。大野町も今まで違法な状態で、要するに給食センターから運んでおった。ところが、給食センターでもし食中毒でも起こったときに、法令違反という問題がとがめられる。これはいかんということで、県の方が知恵をつけて、特区申請をした。一応形式的に整っていたから、一回認められた。けれども、実際は特区の趣旨はそんなものじゃない。新たに給食センターをつくって、そこでまた外部搬入を保育園に持っていくとかというんであれば、それは適用されるけれども、今まで法令違反をしておったやつを特区で逃がしてしまうというような趣旨では全然違うということで、結果的には認められなかったということが経緯ではないんですか。もし私の認識が間違っておれば、指摘をしていただきたいと思うんでありますけれども、そういう意味からすれば、特区で外部からの搬入を認めるという問題と、違法な状態で、いわゆる給食センターから搬入しているという問題とは同じ問題じゃないと思う。どうですか。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) ちょっと最後の方、わからなかったわけでございますけれども、特区と今の現状とは違うということでございますか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 特区というのは趣旨があって、その手続を経て、それが認められるわけであって、今の違法な状況をそのまま認めることとは違うということなんです。そのために大野町の例を出したんです。そういうことなんです。

ですから、問題は、いずれにしてみても、検討課題の一つということの前提は、国の法令に 違反をする、そういう違法状態がある。そして、趣旨は、あくまでも保育所の中で調理をする。 こういう原則がある。その方向に向けて検討課題の一つとして、まさしく検討していくのか。

そこら辺の答弁を、方向性について、もし部長が方向性を出せなければ、市長の方で基本的に 今後の方向性について答弁をいただければというふうに思いますけれど。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) お答えをさせていただきます。

これまで市民部長からいろいろ御答弁をさせていただいたところでございます。長い経過の 中で来ておりますが、実際は厚労省のいろんな指導、法律がございます。そういうことに違反 しておることは事実でございますけれども、私、先ほど調理の業務委託をするのかという御質 問がございました。そこの中で、公設公営でさせていただくということでお答えをさせていた だいたわけでございますが、やはり市民部長から答えさせていただきましたように、完全な衛 生施設の整った新しい給食センターで、そして大量に安く仕入れて、おいしいものをつくると いうことで計画をしておるところでございまして、それを、できれば園の方で少しでも手を加 えるという形にすれば、ほとんど変わらない状況になるんではないかと私は認識をしておると ころでございます。西岡議員さんの御指摘のような、国の最低基準に基づいていきますと、こ れからまた莫大な経費もかかるわけでございます。けれども、法律は法律でございますので、 そういうことも十分検討を加えながら、瑞穂市の実態も踏まえながら、今後考えていきたいな と思っておるところでございます。いずれにしましても今度の新しい給食センター、アレルギ - の関係のそういった体質の子にも対応できる近代的な設備をいたしております。そういう中 で、今まさに地方分権の時代でございます。国の方からいろんな上意下達でなく、下意上達と いいますか、やはりこういうことぐらいはということの言えるような地方分権の時代にならな くてはおかしいなという感も持っておるところでございます。

いずれにしましても、市民の皆さんのとうとい税金をお預かりしてやっておることでございます。これまでの経過もございますが、先ほども申し上げましたように、踏まえながら、瑞穂市の実態も考えながら、法令のことも考えながら、今後いろいろ検討をしていきたい。そのところで御答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 今、答弁をいただきましたけれども、これもまた確認をさせていただきたいと思いますが、保育園における調理業務は自園方式が原則であるという認識を前提にして、その上で、十分今後検討を加えていく、瑞穂市の実態を踏まえながら。こういうふうに理解をしてよろしいですか。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) そういう考えで進めてまいりたいと思っています。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

議長(藤橋礼治君) 12番 松野藤四郎君。

12番(松野藤四郎君) 12番 松野藤四郎です。

今は18年度の瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定ということで質疑をされております。

1点お聞きしたいのは、特別会計とのあり方についてお尋ねをしたいということです。そもそも特別会計というのは、それぞれの事業についてのものが特別会計となっていますので、そこで自己完結型で歳入歳出をするのが本当だというふうに思っているんですが、一般会計からお金が行くということ、人件費は別としましても、そのほかについてのお金が行くということは不自然ではないかというふうに思います。ということは、出どころは一緒ということですね、一般会計から来ますので。要は国も一般会計、あるいは特別会計を見直しということをやっていますが、市としては、どのようにお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 新田年一君。

総務部長(新田年一君) 松野議員御質問の特別会計と一般会計からの繰入金の関係ですが、 国保会計、あるいは下水道、コミュニティ・プラント等々、特別会計の趣旨からいいますと、 現在のところ、事業のすべての進捗状況等も将来計画もあるということで、一部ではあります けれど、対象者に対する一般財源からの繰り入れというものは現状ではやむを得ない財政措置 かなというふうに思います。すべて国保会計につきましても、保険料から賄うということにつ いては、現状では、保険料等の関係、負担等から考えますと、かなり非現実的ではないかなと いうふうに思っております。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第50号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第6、議案第50号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第51号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第7、議案第51号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出 決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第52号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第 8 、議案第52号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出 決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第53号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第9、議案第53号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決 算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第54号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第10、議案第54号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第55号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第11、議案第55号平成18年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 山田隆義君。

9番(山田隆義君) この議案、18年度の認定の議案でございますので、コミュニティ・プラントについて一言触れたいと思います。

別府のコミュニティ・プラントの水洗化率は非常に低いと。 5 年目に入っておりましても30% 前後だというようなことで非常に低いわけです。普通であれば、65% は達していなければならないわけでありますが、この低い水洗化率で65%まで行こうと思うと、今の進め方でいくつとまだ 5 年も 6 年もかかるんではないかなと。到底市長の言われる下水を一日も早くよそ並みにしようというお考えを進めようと思っても、この問題が反省材料として、大きな盾になるということを思われますが、今後大いに進めていくためにも、この別府のコミュニティ・プラントの水洗化率を一日も早く高めていくという方策をしっかり持っておられると思いますので、そのお考えを具体的に明示いただければありがたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 水道部長 河合信君。

水道部長(河合 信君) ただいま山田議員の方から、要は水洗化率、つなぎ込み率が低いと。今3割弱という現状でございます。これからどうしていったらいいかというようなことについて、6月に下水の使用料、それから整備計画についてのプロジェクトチームを立ち上げて、今は主に下水道使用料について検討を重ねております。その中で、当然つなぎ込み率が大変低いというふうな話題も出てまいりました。これからどうしていったらいいかというようなことについて、まだ全体的にはまとまっていませんが、今議会の産業建設委員会のときにも御提案申し上げ、また私たちプロジェクトの考え方も提案し、また下水道の整備促進の特別委員会にも示したいというふうに思っておりますが、私自身の一番の考え方は、まずは別府地域に限らず、今、西の特環につきましても、一番大切なのはやはりコミュニティーづくりじゃないかと。やはり皆さんで話し合っていただく組織づくりをして、そこからつなぎ込み率を高めるように努力していったらどうかと。全く私案ではございますけれども、現在のところはそのように考え

ております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 9番 山田隆義君。

9番(山田隆義君) 私がなぜ総括の中で申し上げるかといいますと、堀市長は、マニフェス トの中で下水の進捗状況が非常に瑞穂市は低いと。財政指数はいいけれども、それだけおくれ ておると。公共投資がおくれておると。そのあらわれが幾つかの1級河川の汚染にもつながっ ておるということを幾度か機会あるごとに言われておるわけですね。この下水の完備というも のは堀市長の重要なマニフェストの中のテーマだろうと私は思いますので、この別府のコミュ ニティ・プラントの問題が、5年たってもまだ3分の1か、それ以下やということで、それを 可能な前進、言葉だけではなくて、目に見える形で進めないと、恐らくほかの地域でもまた暗 礁に乗り上げる。赤字のまま次のステップへ行けば、健全財政をしきつつ、公共投資をふやし ていく、住みよい環境づくりをするというテーマと矛盾するわけです。だから、この難題をし っかり解決して初めて明るい兆しが出ると私は思っております。のらりくらりやっておったら、 はや4年たってしまう。しゃべっていたけれども、ちょっともやらんということになると市民 の信託は得られないということでありますので、それだけ重要なテーマでうたっておられるわ けですから、一日も、一刻も早く、具体的に進んでいくような方策をしっかり行政側でやって いただいて、それから地元の方々とよくコミュニケーションを図りながら、どうしたら皆さん が接続をしていただけるんだろうか。どこが問題だろうということを踏まえて、一日も早くや っていただくことがマニフェストの成功につながるものと思っていますし、そういうことを言 っておっても、それがやれてなければ、市民はしっかり目を開いて見ておりますので、うたい 文句でやっておると4年はすぐたってしまう。政権が変わったけれども何もやらへんじゃない かということになりますので、しっかり肝に銘じてやっていただきたいから、一般質問を私は 提出しておりませんので、この18年度の下水の認定議案でございますので、申し上げておるわ けです。もう少し市長から、そのお考え、決意、思いをちょっと御答弁いただいて、私はそれ 以上質問いたしません。

議長(藤橋礼治君) 市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) 私の方から、山田議員の御質問にお答えをしてまいりたいと思います。 私は、なぜ下水を進めなければいけないかということからお話を申し上げ、山田議員の御質問にもお答えをしてまいりたいと思います。

御案内のように、瑞穂市は16の1級河川がある。これが瑞穂市の三つの宝のうちの一つになっておるということは議員の皆さん御承知のとおりでございます。この三つの宝のうちの一つでございます16本の1級河川がございます。特に西の根尾川、揖斐川、そして長良川を除きますと13の川が流れておるわけでございまして、やはりこの宝を磨くことですね。といいますの

は、この川の水質が本当に汚濁しておるといいますか、汚れております。これをきれいにするにはどうしたらいいかといったら、下水道事業以外に方法がないわけです。以前のような、今から30年、40年前の生活でございましたら、人口も少なかったわけでございまして、流れていく間に十分に浄化をしたわけでございます。これだけの文化生活をいたしております。し尿を初めとする生活雑排水、本当に流すものにいいものは一つもないわけでございまして、この処理を完全にしないことには川がきれいになりません。もちろん住宅の周りの環境整備、においを初めとしまして、ヘドロ、いろんな問題がございます。こういうものも解決しながら、結局は昔のような本当にきれいな水が流れるような、本当の意味で生物がすめるような、こういう川を取り戻す。これが、今、生かさせていただいておる、生活しておる我々が次の世代にバトンタッチする大きなまちづくりの一番基盤ではないかと思います。ですから、これはどんなことがあってもやらなくてはいけない。

そこにおきまして、今、山田議員から御質問がありますコミュニティ・プラントの接続のこ とを進めなくてはいけないかと、こういう御質問でございます。そのとおりでございます。こ の事業におきましては、はっきり申し上げまして下水道法上に基づいた下水ではございません。 強制力もございません。どうやどうやと、好きなときにつないでくださいよという方式の手法 でございます。法的にはそういうふうになっておるわけでございます。けれども、そんなこと を言っておったらだめでございます。どうするか。先ほど水道部長が申し上げました。やはり コミュニティー、組織づくりでございまして、今度自治会におきまして、自治会の中で何とか 代役員さんでも御選出がいただけんか。そして、何とか御理解をいただいて接続ができないか ということ。それには、料金の問題もございます。いろんな問題がございます。今、町内で排 水路の掃除をしていただいております。これが下水道をつないでいただきましたら、全く水路 は雨水だけになるわけでございまして、そうなりますと、どぶざらいも要らないわけで、雨水 だけになりましたら全く市の管理になってくるわけでございます。そういったことなども理解 をしていただくようにまず組織の中へ入りまして、自治会の役員でも推進委員を選んでいただ いて、そんな形で進めることができないか。もちろん先ほど申し上げました下水道の整備促進 のプロジェクトチームの中でいるいろ検討しております。下水道の料金も他の市町に比べます と決して安いわけでなく、高いわけであります。これもよそ並みにして、そこら辺も御理解い ただいて、何とか接続をしていただく。この説得をしなくてはいけない、このように思ってお るところでございます。

今後、新しく 2 年ぐらいで見直して、他のところをということを私は申し上げておるわけで ございますが、やはり事業を進めようとしたら、まず地元の自治会長さん、そして、そこの中 に推進委員をつくっていただいて、現地視察、先進地視察を重ねていただき、やるとこれだけ 変わるんだという御理解をいただいて、また下水道は計画しましても一気に一遍にはできませ ん。それぞれの地域から順番に進んでいくわけでございまして、その進めていくところの自治会、そういったところの全員の皆さんに先進地を見ていただいて、こんなに川がきれいになっておると。こういうふうになるんだということも見ていただいて、御理解をいただいて進めなくては事業は絶対に進まないと思っております。

さらには、事業を進めようとしますと接続のときにお金がかかるわけでございます。ですから、そのためにも、原資をつくるために、やはり1日 100円貯金といいますか、できれば月に3,000円から 5,000円ぐらいの基金を四、五年積んでいただいて原資ができるように、取り組んでいただきやすいように、そういうふうにして事業を進めなくてはいけない、このように考えておるところでございます。しっかりとそこら辺を、今、プロジェクトチームでも一生懸命検討いたしております。しっかりした計画、考え方を持って進めてまいりたいと思っておりますので、議会の皆さんの格別の御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第56号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第12、議案第56号平成18年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第57号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第13、議案第57号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算(第2号)を 議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 5番 吉村武弘君。

5番(吉村武弘君) 吉村でございます。

市民部長にお尋ね申し上げます。

民生費の中で、この補正予算の中に保育所9ヵ所のAEDを新たに設けるという予算があったはずですが、これについてちょっとお尋ねいたします。

これは6月議会の中で改革の広瀬捨男議員が代表質問されて、素早く市長が取り入れられて、補正の中へ入れられてということですけれども、それはよろしいんですけれども、8月の22日か23日の中日新聞に、AEDを保育所に配備ということで、市内の保育士さんが市民ボランティア団体の穂積小校区ふれあいサポーターズ(大野和代さん代表)がやられたわけなんですけれども、新聞によりますと、この21日というのはまだ補正予算が出ていない段階なんですけれども、この中には市内の9保育所へ配備を計画中と。補正も何も出ていないときに、ボランティア団体の方がそれは設置されるんだということを前提に市内の保育所の方を巣南の公民館に集められて講習をしたと。28人だったですか、講習をされたということですけれども、これは普通から考えれば、保育所に設置されてから、保育所単位で講習をすればいいことであると思うんですが、21日といえば平日ですので、わざわざ仕事の時間に行かれたということだと思いますけれども、そこで部長にお伺いしたいですけれども、これはボランティア団体の要請ということで、部長の許可によって出たんだと思いますけれども、その辺のところと、保育士28人というのは、一つの保育所で28人行かれたのか、市内の保育所から何名かずつ代表で九つの保育所から出ていかれたのかということをお尋ねいたします。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) A E D が先走りしたような気がしますけれども、8月22日だと思いますが、ちょうど学校が夏休みで自由保育といいますか、子供が少ないといいますか、そのような時期でございまして、各保育園から3名ずつぐらい出たわけでございます。A E D だけでなく、全体の救急救命といいますか、人工呼吸やら心臓マッサージ、そのような講習も行われるということで保育士が参加したものでございまして、A E D を入れるからというわけではございませんので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 5番 吉村武弘君。

5番(吉村武弘君) それと、この新聞によりますと、まだ9月じゅうには 170人全員を受講させたいというようなことが書いてあるんですが、ボランティア主催でやるというのは本末転倒だと思うんですよね。担当部局が、各保育園にAEDが入った時点で、保育士さんが移動しなくてもいいように、そこの場所でやれば、AED、それから人工呼吸なり、そういった講習ができるんだと思いますけれども、これに書かれているように、ボランティアの要請された講習を受け入れられるのかどうかという、その辺のところ、御答弁をお願いします。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 考え方として、私どもはボランティアが主催だからどうの、公が主催だからどうのというんじゃなしに、やはり人命というのを第一に置いて理解をしてまいりたいと、かように思いまして、いわゆる人命の方から出させていただいたわけでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 5番 吉村武弘君。

5番(吉村武弘君) 今お伺いしたのと、ちょっと答弁が違うようですけど、私は、別にボランティアがやっているからどうのこうのというわけじゃなくて、所轄の課が本来からいったら行うのが当然であると思いますし、それこそ、我々議員も、補正予算に入っていない段階でも民間の方が知ってみえたと。そういった流れと、それから、それぞれの保育園で、いわゆる部長の下の担当の課が各保育園でやればいいと思うんですけれども、新聞に書いてあるように、あと 170人ですか、残りの分をまた9月じゅうにやられるということですけれども、その辺のところをどういうふうに考えてみえるのかということなんですよ。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 先ほど申しましたように、保育所全体には人命というものを考えて やってほしいということでございます。保育園の方でといいますか、課でやればいいというん じゃなしに、最初にそういうことがありましたので、それを利用したといったら言葉は悪いん ですが、乗らせていただいたというのが現状でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 5番 吉村武弘君。

5番(吉村武弘君) そうじゃなくて、今後はどういうふうにしてやっていかれるかということなんですよ。この予算が通ればAEDが入るはずなんですけれども、その辺のところをお聞きしているだけなんですけれども、どこがやるということにこだわっているわけじゃないんですけれども、保育園でやったらどうかというお尋ねなんですよ。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) この予算が通りまして、AEDが入れば、もちろんもう一回保育園 ごとに設置場所をどこにやるかということを確認しがてら、どのように扱うかということも含めてやっていきたいと思います。子供のAEDですので、普通の大人のとはちょっと違いまして、パット等も子供用になります。そのような特別の仕様もございますので、やっぱり園は園に合わせた、AEDに限っての使い方もありますので、またその講習はしていきたいと、かように思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 5番 吉村武弘君。

5番(吉村武弘君) 今、部長言われた、子供用のAEDということで、それは大人の方は使 えないわけなんですか、仕様は。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) パットといいますか、当てるものもちょっと変わってきます、子供用は。そのような関係で、やはり子供に対しては体が小さいですので、当て方等が非常に細やかなところが必要ではないかと思っております。ですから、子供専用ということで、保育士に対して、新しく入った場合には講習を全員に対して園ごとでやっていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 5番 吉村武弘君。

5番(吉村武弘君) 新しく導入されるんであれば、子供専用じゃなくて、子供も大人もできるようなものを導入された方がよろしいんじゃないですか。子供だけというと、もし園の先生がそういう状態になったとき、使えないわけでしょう。例えば運動会とか、親が来たりなんかしたときに、子供だけの対応で、大人ができないということであれば、それこそ人命に対して大変なことになるんじゃないですかね。そこの辺はどうなんでしょうか。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) AEDそのものは変わらないですが、通常いつでも使えるようにということで、やはり通常の保育業務に間に合うようにといいますか、備えるようにということで、子供用の設定といいますか、そのようなパットに切りかえております。そして、そのパットを変えれば大人も使えますけれども、やはり常時おりますのは子供が対象ですので、そちらの方を先やっていきたいと。通常の設備としましては、そちらの方に当てておいて、それからパット等を切りかえれば大人用にも使える格好になりますけれども、やはり子供が優先ということで考えてまいりたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 5番 吉村武弘君。

5番(吉村武弘君) それと、これはリースで借りられるんですかね。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) リースでございます。やはりどうしてもこういうものは大体2年に1回ぐらいずつだと思いますけれども、電池をかえなければならないという点もあります。そして、点検等もあります。なかなか保育士だけでは、もし万が一忘れておって、いざという場合に使えなくては困ります。ですから、やはりリースによって、いつも点検をしていただくような格好をとってまいりたいと、かように思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 5番 吉村武弘君。

5番(吉村武弘君) 総務部長にお尋ねします。ほか11施設、教育委員会管轄のものもあると 思いますけれども、そのAEDというのは買い取りだと思うんですけど、リースじゃないです よね。保守点検はどのようにしておられるんでしょうか。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 新田年一君。

総務部長(新田年一君) 18年度予算で、先ほど吉村議員が発言がありましたように、11施設に備品購入として購入をして、配置をしております。今年度に入りまして、教育委員会が小・中学校に9施設、これも購入という形で配置をいたしました。これにつきましては保証期間等がありますけれど、それ以後につきましては定期的に点検をしていただくということでお願いしてありまして、今回、保育所につきましてはリースで対応するという形になっております。以上でございます。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺徹君。

1 1 番 (小寺 徹君) 11番 小寺徹でございます。

瑞穂市一般会計補正予算について質問いたします。

歳入の部で、地方交付税が 4 億 6,500万円増額になっております。なぜ増額になったのか、 御説明をお願いしたいと思います。

2点目は、歳入の部で、今年度も住民税が、特別減税が廃止になったことによって、住民の皆さんが非常に負担になっております。私のところへも納付書が来まして、去年と比べてみますと15万円増税になっておるという状況でございました。今年度、19年度の予算の中で住民税が特別減税廃止によってどれだけ増額になったか。住民税廃止分の増額分というのはどれだけか、お尋ねをしたいと思います。

歳出の部で、11ページに未来志向研究プロジェクト事業というのが 1,000万円追加になっております。これは去年もおととしもこういう事業が行われて、老人の皆さんの給食を配達するという事業をやってみえるわけでございますが、この事業が定着していくと、来年度もずうっと続いていくということになってくるんですが、これを今、国の補助金として 1,000万円来て、事業としてやっているということになっているんですが、これから補助金が切られても、この事業は継続して市の予算で単独でやっていくというつもりがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。以上です。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) さきに、私の方から、未来志向研究プロジェクト事業でございます。 このプロジェクト事業、 100%国の補助、トンネル事業のような格好でございますけれども、 給食を配達して、そこで独居老人の方等に10分か15分お話をしたりしてコミュニケーションを とっていく。そしてまた、安否の確認もしていくというような格好で続けていくものでございます。これにつきましては、現在、研究という段階で進めておるわけでございます。こちらの方も大体2ヵ月に1回ずつ、事業主、それから私どもの包括支援センターの職員等もまじって、どのように組み立てていったらいいかということも話し合いがてら、現在、試行錯誤で進めているわけでございます。ですから、今後どうなっていくかといいますと、やっぱり研究成果を見てからの考え方となってまいります。いいところはできるだけ続けていきたいなという感じはしておりますけれども、このまとめをどうしていくかということで、結果が出てきましたら、また皆さん方には御連絡を申し上げたいと、かように考えております。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 新田年一君。

総務部長(新田年一君) 2点ほど御質問があったかと思いますが、まず交付税の関係ですが、今回、補正予算に計上させていただいております数字は、普通交付税で3億 6,549万、特別交付税で1億円ということになっております。合計しまして、補正額で4億 6,549万 1,000円ということですが、今回、交付税算定の調整率等が確定をいたしまして、最終的に決定額として数字をいただいておりますのが13億 1,549万 1,000円という数字になっておりまして、当初予算、現計予算が9億 5,000万計上してありますので、3億 6,500万ほどの増額補正をさせていただいております。主な内容としましては、合併特例債の元利償還金のはね返り分、増額分、あるいは新型交付税の切りかえ増額、それから頑張る地方応援プログラム、まちづくり等の関係で当初予算から増額になった分を補正させていただくという内容でございます。

それから、特別交付税につきましても、さきの議案で交付税の適正な予算計上というようなこともありまして、今回、9月補正で18年度決算をにらみまして、19年度補正を1億円、増額補正をしたということになっております。

もう1点、税の権限移譲により廃止といいますか、住民税の特別減税の廃止によりどのくらいはね返り分が税収につながったかというようなことにつきましては、さきの6月の定例会の議案のときに少しお答えをさせていただいたかなと思いますが、具体的な数字の資料をちょっと手元に持ってきませんでしたので、まことに申しわけありませんが、また休憩を挟んだ後にでもお答えをさせていただきたいと。お許しを願いたいと思います。以上でございます。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第58号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第14、議案第58号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正

予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 2番、翔の会、若園五朗です。

国保税につきましては、いつも一般質問等でやっておるわけですけれども、市長にお伺いしたいんですけれども、今現在、国保につきましては4方式、あるいは後期高齢者医療制度の中では2方式ということですけれども、今回の補正の内訳を見てみますと、歳入の方で国民健康保険基金繰り入れが1億4,900万ぐらい収入の減で、基金に6,200万積むということで、18年度の基金の残高は7億1,524万6,533円で、今回6,200万を積むと7億7,000万ぐらいの基金残高になります。その中で、最終的に、今、私が質問したいのは賦課割合ですね。今現在、所得割が6%、資産割が35%、均等割が3万3,000円、平等割が3万3,000円ということですが、後期高齢者医療制度に絡めて、今後の割合ですね。資産割の割合が非常に大きいということで、瑞穂市の年齢層を見ても、若い人がふえるということで、ある程度の所得割等の見直し、資産割等の見直しについての考え方を市長にお伺いしたいと思います。以上です。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 来年度予算に向かっての質問だと思いますけれども、前から申し上げていますとおり、後期高齢者の保険制度が20年4月から始まります。これによります国保からの支援金がどれだけになるのか、また国保からの脱退者がどのくらいになるのか、人数はわかりますけれども、金額的、所得的にどうなってくるかということもまだちょっとつかみにくい状態でございます。そんなところから、基金の方も7億2,000万ほどございますので、そこら辺も加味しがてら、来年度に向かっての税といいますか、そこの割り振りを考えてまいりたいと思っております。まだそこら辺の詳細がはっきりしませんので、今どうするこうするということはまだ申し上げられないのが現状でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 現在の賦課方式、4方式でございまして、予算の支出状況、また今後検討するということですが、瑞穂市の方式の中身ですね、結構今、4年から5年の同じような負担率でございますので、今後の歳入歳出をよく見きわめまして、検討をお願いします。以上でございます。ありがとうございました。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第59号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第15、議案第59号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算 (第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第60号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第16、議案第60号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第61号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第17、議案第61号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第62号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第18、議案第62号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第63号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第19、議案第63号平成19年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第64号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第20、議案第64号市道路線の認定についてを議題といたします。 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第46号から議案第64号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第21 議案第65号及び日程第22 議案第66号について(提案説明・質疑・討論・採決) 議長(藤橋礼治君) 日程第21、議案第65号瑞穂消防署建築工事請負契約の締結についてと日 程第22、議案第66号南小学校校舎増築工事請負契約の締結についてを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長(堀 孝正君) ただいま提案になりました議案第65号瑞穂消防署建築工事請負契約の締結についてでございます。

瑞穂消防署建築工事請負契約を別紙のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第5

号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由といたしまして、瑞穂消防署を建築するに当たりまして、指名競争入札を実施いた しましたところ、岐建株式会社が落札をいたしましたので、契約を締結するに当たりまして、 議会の議決を求めるものでございます。

その内容でございます。契約の目的でございますが、瑞穂消防署建築工事。

二つ目としまして、契約の方法、指名競争入札でございます。

三つ目としまして、工事の場所、瑞穂市別府地内。

四つ目としまして、契約金額6億7,200万円。

五つとしまして、契約の相手方、岐阜県大垣市西崎町二丁目46番地、岐建株式会社代表取締役社長 関秀生。

以上でございます。

それでは、続きまして、議案第66号南小学校校舎増築工事請負契約の締結について。

南小学校校舎増築工事請負契約を別紙のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由としまして、南小学校校舎を増築するに当たりまして、指名競争入札を実施いたしましたところ、株式会社宇佐美組が落札をいたしましたので、契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容でございます。一つ目でございます。契約の目的は南小学校校舎の増築工事でございます。

二つとしまして、契約の方法は指名競争入札でございます。

三つ目としまして、工事の場所は瑞穂市立南小学校内でございます。

契約金額は1億 3,650万円でございます。

五つとしまして、契約の相手方は岐阜県大垣市浅草一丁目 280番地、株式会社宇佐美組代表 取締役 宇佐美治雄でございます。

以上でございます。どうか十分な御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長(藤橋礼治君) これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後3時04分

再開 午後4時23分

議長(藤橋礼治君) ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

お諮りをいたします。ただいまー括議題となっております議案第65号と議案第66号を会議規則第37条第2項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております 議案第65号と議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第65号瑞穂消防署建築工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 瑞穂消防署建築工事請負契約の締結について御質問を申し上げます。 まず、入札の一覧表を見ておりますと、これは66号議案も同様でございますけれども、株式 会社土屋組岐阜支店が辞退をしております。この辞退をした理由は一体何なのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

それから、各指名業者の工事費の内訳書についての内容はどういう状況であったのか、きちっと精査をされて、疑わしい点はなかったかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

とりわけこの間の経過の中で、実際問題、そういう談合情報が以前に寄せられたというふうな経過もございますので、とりわけその中身について精査が必要であるというふうに思います。

それから、一般競争入札の話は、先ほど全協の中で話がありましたけれども、電子入札の問題とセットで、その時期等について明らかにしていただきたいと思います。以上です。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 新田年一君。

総務部長(新田年一君) 西岡議員御質問の議案第65号、66号につきまして、入札執行において、株式会社土屋組岐阜支店がこの 2 件について辞退という内容についてのお尋ねにつきましては、入札書の金額の箇所に辞退という記載がありまして、この会社について、趣旨といいますか、辞退の内容についての詳細は聞き取り調査をしておりませんので、開札をした結果、辞退ということでありました。

それから、工事の内訳書につきましては、残り13社及び14社につきましては、詳細に金額の 算定がされておりましたので、開札をいたしました。

それから、電子入札の導入につきましては、先般、電子入札の事務取扱要綱を公布いたしまして、入札の都度、各業者に登録の手続等につきまして啓発を行っております。すべて入札の手続、登録をしている企業等の割合からいいますと、まだ十分なパーセントにまで達しておりませんけれど、今後、電子入札の運用に向けて、各社の登録を啓発して、電子入札の運用につ

いて進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 私は、本議案については反対であります。

具体的に談合情報があった、どうという問題ではありませんけれども、客観的に落札率を計算してみますと、94.9%という非常に高い落札率となっております。私が間違っておればあれですけれども、そういう状況を考えたときに、66号議案にも関連しますけれども、やはり先ほどの辞退ということがあった場合も、それはそれというふうにするんではなくて、きちっと指名をして辞退をする。それは相手の自由ということだけじゃなくて、その理由はどこにあるかということをきちっと業者に対して切り込んでいくという言葉はおかしいですけれども、プレッシャーをかけていく、そういう行政側の姿勢が必要だというふうに思っております。

66号議案についてはまた言いますけれども、そういう意味におきまして、私は疑わしきは罰せよ。法律は疑わしきは罰するなですけれども、政治倫理、こういう問題については疑わしきは罰せよ、こういう精神でもって、きちっと見据えていく。そうでなければ政治の改革はできないというふうに思っておりますので、反対であります。

議長(藤橋礼治君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長(藤橋礼治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号瑞穂消防署建築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

議案第65号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(藤橋礼治君) 起立多数です。したがって、議案第65号瑞穂消防署建築工事請負契約の締結については、可決されました。

これより、議案第66号南小学校校舎増築工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 私は、66号議案に対しても反対であります。

特に宇佐美組につきましては、別府保育所の問題において、入札日の11月24日以前から談合情報がありまして、別府保育所は宇佐美組ということが流れておりました。そして、結果的にはそのとおりの事実となりました。ですから、我々は、先ほどの疑わしきは罰せよ、そういう精神からするならば、やはり結果として一致した事実というものをしっかり重視する。そういう行政でなければいかん。そういうことによって、業者にプレッシャーをかける。そういう意味でも、疑わしきは罰して、指名から外す。そういうぐらいの気構えというものがなくてはいけない、指名する自由があるんですから。指名しない自由もある。そういう基本的な構えを行政の側が持って業者に当たっていく、そういうことが非常に大事である。その点が甘いと、官官接待から、管製談合等々が蔓延してしまう。それをやっぱり打ち砕いていくということが我々政治家の責務でなければいけない、こういうことであります。ですから、84.4%、落札率は低いんでありますけれども、そういう立場から私は反対をするということであります。

議長(藤橋礼治君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号南小学校校舎増築工事請負契約の締結について、採決を行います。議案第66号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(藤橋礼治君) 起立多数です。したがって、議案第66号南小学校校舎増築工事請負契約 の締結については、可決されました。

お諮りします。ただいま若園五朗君ほか14名から、発議第11号瑞穂市政治倫理条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2とし、議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、発議第11号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をしました。

追加日程第2 発議第11号について(趣旨説明・質疑・討論・採決)

議長(藤橋礼治君) 追加日程第2、発議第11号を議題にします。

本案については、趣旨説明を求めます。

2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 2番、翔の会、若園五朗。

議長より発言の許可がありましたので、お手元に配付してございます瑞穂市政治倫理条例の 制定について、御説明申し上げます。

提出者 若園五朗、賛成者 広瀬時男議員、賛成者 棚瀬悦宏議員、賛成者 小川勝範議員、賛成者 澤井幸一議員、賛成者 土屋勝義議員、賛成者 星川睦枝議員、賛成者 山本訓男議員、賛成者 吉村武弘議員、賛成者 桜木ゆう子議員、賛成者 小寺徹議員、賛成者 松野藤四郎議員、賛成者 浅野楔雄議員、賛成者 堀武議員、賛成者 山田隆義議員。提出者 1 名、 賛成者14名をもって、瑞穂市政治倫理条例の制定について提出します。

次の理由により、上記の議案を、地方自治法第 112条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由。政治倫理は、政治に携わる人間の職業倫理であり、その地位や権限を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、市政に対する市民の信頼にこたえるとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため制定するものでございます。 瑞穂市政治倫理条例。

(目的)第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市長、副市長、教育長(以下「市長等」という)及び市議会議員(以下「議員」という)が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等、議員及び市民の責務)第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を 自覚し、市民に対して、みずから進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者としてみずからも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対して、その権限または地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを 行ってはならない。

(政治倫理基準)第3条 市長等及び議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1)市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職

務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

- (2)市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (3)市(市が設立した公社、市が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資し、または拠出している公益法人、株式会社、有限会社を含む。第5条第1項第3号、第15条第1項において同じ)が行う許可、認可、または工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定の企業、団体等を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。
- (4)市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限もしくはその地位による影響力を不正に行 使するよう働きかけないこと。
 - (5)市職員の採用に関して、推薦もしくは紹介をしないこと。
 - (6)議員は、職員の昇格、異動に関して、推薦もしくは紹介をしないこと。
- (7)政治活動、または職務に関して、政治資金規制法(昭和23年法律第 194号)第19条に 規定する資金管理団体に関し、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体に ついても、政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- 2 市長等及び議員は、前項の政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、 みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責務を明らかにしなければなら ない。
- (政治倫理審査会の設置)第4条 市長等及び議員の政治倫理に関する事項を調査審議する ため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 138条の4第3項の規定により、瑞穂市政治倫理 審査会(以下「審査会」という)を置く。
 - 2 審査会は、委員7人をもって組織する。
- 3 委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見を有する者のうちから、議長と協議の上、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
 - 7 委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。
- 8 審査会の会議は公開するものとする。ただし、委員定数の3分の2以上の同意がある場合は非公開とすることができる。
 - 9 前各項に規定するもののほか、審査会の運営等に関し必要事項は市長が別に定める。

(市民の調査請求権)第5条 市民は、次の各号に掲げる事由があるときは、これを証する 資料を添えて、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査を 請求することができる。

- (1)政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例(平成15年瑞穂市条例第7号)の規定による資産等報告書に疑義があるとき。
 - (2)第3条第1項各号に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
 - (3)市工事等に関する遵守事項に違背する疑いがあるとき。
- 2 前項に規定する調査の請求を行う場合は、当該請求を行う時点において本市の選挙人名 簿に登録されている者の総数の 100分の 1 以上の者(当該選挙人名簿に登録されている者に限 る)の連署をもって、その代表者が、当該疑義を証する資料を添えて、調査請求書を市長また は議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、第1項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、その書面の写し を市長に送付するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により送付を受けたとき、または第1項の規定により市長等に対す る調査の請求を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。

(倫理基準違反等の審査)第6条 審査会は、前条第4項の規定による審査を付託されたときは、当該事案の適否または存否の調査を行い、90日以内に調査結果を市長に報告し、必要な措置を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定により、審査会から議員に係る審査結果の報告及び必要な措置の勧告を受けたときは、その書面の写しを議長に送付しなければならない。
 - 3 審査会は、第1項の審査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 4 第1項の規定による報告及び勧告は文書をもって行い、かつ当該勧告には理由を付さなければならない。
- 5 審査会は、第1項の規定による審査を終えたときは、審査結果を公表しなければならない。

(資産等報告書の提出)第7条 審査会は、第5条第1項第1号の事案の解明のために必要があるときは、市長に対して資産等報告書の提出を求めることができる。

- 2 審査会は、前項による資産等報告書の提出があったときは、これを公表することができる。
- (対象市長等または議員の協力)第8条 対象市長等または議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、または会議に出席して意見を述べなければならない。
- (照会)第9条 審査会は、必要があると認めるときは、関係行政機関または公私の団体に 照会して事案の実態を明らかにするものとする。

(虚偽報告等の公表)第10条 市長が、第7条第1項の規定による資産等報告書を提出せず、 もしくは虚偽の報告をしたとき、または調査に協力しなかったときは、その旨を公表すること ができる。

(職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会)第11条 市長等または議員が、刑法(明治40年法律第45号)第 197条から第 197条の4までの各条及び第 198条に定める贈収賄罪、その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という)の容疑による逮捕後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等にあっては市長が、議員にあっては議長が市民に対する説明会を開催しなければならない。この場合において、当該市長等または議員は説明会に出席し、釈明するものとする。

- 2 市民は、前項の説明会において、当該市長等または議員に質問することができる。
- 3 第1項に規定する説明会の開催の手続、その他、その運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)第12条 市長等または議員が職務関連犯罪による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等にあっては市長に、議員にあっては議長に、市民に対して説明会の開催を求めなければならない。この場合において、当該市長等または議員は説明会に出席し、釈明をしなければならない。

- 2 市民は、前条または前項の規定による説明会が開催されないときは、地方自治法第18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって説明会の開催を請求することができる。
- 3 前項の開催請求は、逮捕後の説明会にあっては、起訴後、または不起訴の処分がなされるまでの間に、起訴後の説明会にあっては、起訴された日から50日以内に、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長を通じて行うものとする。
 - 4 市民は、説明会において当該市長等または議員に質問することができる。
- 5 市長は、説明会の開催に関して審査会にあらかじめ諮問し、意見書の提出を求めなければならない。
 - 6 議員に係る意見書については、市長はその写しを議長に送付しなければならない。

(職務関連犯罪による第1審有罪判決後の措置)第13条 前条の規定は、市長等または議員が前条の罪による第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から30日を経過した日以後、20日以内とする。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)第14条 市長等または議員が前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第 100号)第11条第 1 項の規定により失職する場合を除き、市長等または議員は、市民全体の奉仕者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続を行うものとする。

(市工事等に関する遵守事項)第15条 市長等及び議員の配偶者、三親等以内または同居の親族、市長等及び議員が役員をしている企業、並びに市長等及び議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2、第 142条及び第 166条第2項の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

- 2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1)市長等及び議員が資本金、その他、これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業。
- (2)市長等及び議員が、年額 300万円以上の報酬または給与(顧問料等その名目を問わない)を受領している企業。
 - (3)市長等及び議員がその経営方針に関与している企業。
- 3 前2項に該当する市長等及び議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者または関係企業の辞退届を提出しなければならない。
- 4 前項の辞退届は、市長等及び議員の任期開始の日から30日以内に、市長等にあっては市長に、議員にあっては議長に提出するものとする。
 - 5 議員に係る辞退届については、議長はその写しを市長に送付しなければならない。
 - 6 市長は、前2項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

(委任)第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則、この条例は平成19年12月1日から施行する。

以上でございます。

議長(藤橋礼治君) これで趣旨説明は終わります。

お諮りをいたします。発議第11号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

発議第11号について、委員会付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(藤橋礼治君) 起立多数です。したがって、発議第11号は委員会付託を省略することに 決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 私は、政治倫理条例に基本的に反対するものではありません。絶対やるべきだというふうに思っております。ただ、今回のように、事前に議会全体で本政治倫理条例の内容について一度も提起せず、その日のうちにというよりも、その提出された後、わずか30分かそこらで本会議に提案をして、採決をする。そういうやり方は議会としてやるべきではない。やはり政治倫理条例というものは、我々議会、あるいは執行部、市長、教育長、副市長等が本気で守らなければいけないものなんですね。ということは、その内容について、時間をかけてじっくり勉強する。だから、提出者にお聞きをしたいのは、まず本条例案を成文化するに当たり、どのような調査研究をされてきたのか。その経緯について、具体的に御報告をいただきたい。まず一つ。

そして、これは基本的には、冒頭申し上げたように全会一致でやるべきものではないのかどうか。そして、修正案を出す時間も与えずに、本会議で提案、そして説明、採決、こういうふうなことを提出者自身、どういうふうに考えておるのかということをお聞きしたい。

中身はいろいろありますから、質問してもいいんですけれども、一つだけまず言っておきますが、この条例案の中で議員の資産公開というものが全く書かれていない。これはどうしてなのか。なぜ書かないのか。国会議員、そして、例えば首長、地方自治でいえば首長は直接住民に選ばれた公職、公人であります。我々議員もまた住民によって直接選ばれた公人、公職であります。二元代表制であります。議員にもまた、みずからの財産等を住民に明らかにして、いやしくも権力を利用したり、あるいは議員の場合は、その地位を利用して、自分の財産をふやしていく、そういうことがないんだということを住民に明らかにしていく。正々堂々としていく。そういうことがやはり資産公開の原則的な意味であるだろうというふうに思うわけであります。ですから、それをのせないということは、具体的にどういうことなのか。

そして、その他の条例の、先ほど申し上げたように調査研究の中で、この資産公開というものがどういうふうに政治倫理条例案の中で規定されてきたか、そのことについて、質問をまずしたいと思います。以上です。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 今、どういうような経過で政治倫理の条例を提出したかということでございますが、総務省のモデルの倫理条例がございます。それに照らし合わせまして、瑞穂市の市長、そして議員が倫理に基づく条例案を提出したものでございまして、別にお互いに市長、そして議員が目的をもって倫理を普通の公の立場の中でやっていくということで、それは皆さんが決めていくことであって、本来やったらあかんことをあえて倫理でやるだけのことでございます。国でもそれなりに資産公開、県議会でも資産公開、今回、この場合、私が出したのは、議会というのはやっぱりプライベート、政治倫理のモデル事業の中に資産公開はありますが、

今回の私の提案したところには、資産公開についてはあえて必要ないということで、ありません。そのモデルについてはいろんな方式がございますが、今回の私の出したのは、 1 条から16 条に成る倫理条例でございます。

あとは、先ほど言いました具体的な内容につきましては、一言一句説明しましたので、目的、 議員及び市長の責務、あるいは政治倫理基準につきましては、平成5年に政治倫理の確立の国 会議員の資産公開に関する法律ができています。それに基づいて、総務省のモデル政治倫理条 例をモデルとしまして、瑞穂市にすべて当てはまるように作成しました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 全会一致が原則ではないか、どう思うか。これについて答弁がない。 それから、修正案を出す時間も与えずに、そういう議会運営をすることについて、どう思うか。これに対する答弁もない。

それから、資産公開については、ないということを聞いておるんじゃなくて、資産公開を、 先ほど言ったような理由でもって成文化すべきではないかと言っているわけで、それをなぜや らないか、その理由を聞いている。それに対する答弁もない。

それから、総務省のモデルというけれども、そのモデルのどことどこを突き合わせて、どこが一緒で、どこが違うのか。これは執行部がつくった案ではないのかということをあわせて聞きたい。本当に提出者が自分でずうっと総務省のモデルを見てやったのかどうか、それを聞きたい。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 議員提案でございますので、私が作成し、議員の皆さんとお諮りしなが ら、最終的にここまで提案する条例を作成しました。

全会一致につきましては、いろいろと議員の個人の考え方もありますので、今回のこの資料につきましては全会一致は考えられない。個々の意見はあると思いますが、これを作成し、賛成者をもってこの条例を可決すればいいと私は考えています。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) だから、まだ答弁ができていないと言っているんです。一つは、修正案を出す時間も与えずに、当日提案をしてやるようなことについて、提出者はどう思うか。答えていない。

それから、議員の資産公開を何でのせないのか。その理由をもっと具体的に明らかにしてい ただきたい。

そして、総務省のモデルの問題について、議員提案ですので私が作成したと。議員提案だか

ら私が作成したとは限らないわけであって、それはだれかがつくる場合だってあるわけであって、そのことを聞いておるわけであります。要するに、モデルのどことどこが一致していて、どこがどう変わったのか。モデルを参考にしたんであれば、提出者の頭の中によく入っているはずだから、それを具体的に説明していただきたい。時間は十分ある。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 提案の修正と言われましたが、修正案の条例については、また議員提案できるので修正してもらえばよろしいということで、あくまでも私はそれに基づいた、今言っている政治倫理条例の目的から、すべての内容について網羅し、瑞穂市の政治倫理条例を作成し、提出したところでございます。すべてこの内容を網羅して、政治倫理条例の提案とさせていただいておるところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 何をしゃべっているか、よくわからない。総務省のモデルを踏まえて私が作成をしたというんであるならば、何回でも言いますけれども、総務省のモデルのどこを参考にして、例えば具体的に指摘をするならば、住民の調査請求権について、総務省のモデルはどうなっていたんですか。それと同じものを書きましたか。どこをどういうふうに修正しましたか。そして、皆さんと相談したというんであるならば、どうやって相談しましたか。その点について。

あるいはまた、市工事等に関する遵守事項、第15条、市長等及び議員の配偶者、三親等以内、または同居の親族、市長等及び議員が役員をしている企業並びに市長等及び議員が実質的に云々について、総務省のモデルはどうでしたか。それをどこでどういうふうに変えましたか。皆さんとどういう相談をしましたか。自分が提出者であれば、よくわかっているわけだから、答えてください。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 工事等の遵守につきましては、二親等とか三親等がありますけれども、 それはあくまでも提案者が作成し、そして各議員にお諮りし、最終的には提案する方の賛同を 得たということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) あまり具体的ではないんですけれども、何回も話をしていても、別にいじめるつもりでやっているわけじゃありませんので、本当に倫理条例を議員全員が、あるいは市長、教育長、副市長が本当に実効的に守るということが本意でありますので、そのことを踏まえながらも、今、若園議員の答弁の中では、修正をしてもらえばいいと。修正する時間も

与えずにと言っているのに、修正してもらえばいいなんて、とんちんかんな答弁をしておったらだめなんです。問題は修正する時間もなしにこういう議会運営をするということが問題じゃないですかと言っているんです。修正してもらえばいいって、それ、できるだけの時間がないじゃないですか。今、提出者にずっと読んでもらって、初めて全部聞いたわけであって、自分で2回、3回も読んでいない。これでいい部分もたくさんあるんですよ。それがたくさんあるということと、そういう手続をやるということ、僕の場合は、先ほどの資産公開の問題もありますけれども、そういうことがやはり問題じゃないかと言っておるんです。どうですか。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 資産公開については、いろいろと二つの方法、要するに公表するかしないかについていろいろあると思いますが、今回の倫理条例につきましては、あくまでもこの段階では、私は資産公開しないというふうにして条例の提出をさせてもらったところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 資産公開だけにこだわるわけではありませんけれども、何回も言いますけれども、資産公開がのっていないという事実はわかっておるんです。だから、問題は、なぜのせないのか。先ほど、それをなぜのせるかという理由は、私が申し上げた。だから、なぜのせないのかという、その理由をこの本会議場で明らかにしていただきたい。私は、議員も、市長と同じようにみずからの地位を利用して資産を形成する、そういうことがあってはならない。そういう影響を使ってはならないという意味において、資産公開をすべきである。ただ、その内容が、どの程度までするかについては、それこそみんなで勉強しながら、どの程度にしていくんだということをやらなきゃいけないんですね。だから、そういう意味においても、この場で提出して、この場で採決するというようなことは、本当に自分たちのものになるのかどうなのか。一回つくったら、それでお蔵入りになる。忘れてしまうというようなことであっては断じてならんわけです。自分の血となり肉としなきゃいけない、政治倫理については。だから、そういう意味で言っておるんです。なぜのせないんですか。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 先ほど、西岡議員から資産公開をするかしないかのことにつきましては、あくまでも西岡議員の見解でございまして、今回、自治省の政治倫理条例の内容につきましてはすべて網羅し、その部分だけは、市長、議員等の倫理条例については削除したところでございまして、別に強制するものじゃないですけれども、今回の資産公開についてはこの条例には入っていないだけのことです。倫理条例では、入っている、入っておらん、いろいろその見解があると思いますが、私は今回の条例案の提出についての資産公開はしないということでござ

います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 何回でも繰り返しますけれども、のせないということはわかっている。問題は、なぜのせないかと、その理由を聞いておる。私はのせない。私がのせないのはよくわかった。私は、なぜこれこれの理由で、これこれの根拠があって、首長はそういう義務があっても、議員は義務もないし、あるいはまた任意にもやる必要はないんだということを明らかにしていただきたいということを言っておる。その答弁が全くさっきから、何回も繰り返しているだけで出てこない。それを明らかにしていただきたい。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 資産公開につきましては、個人のプライバシー等、議員のいろいろのことがございますので、今回の倫理条例にはのせないだけのことで、今回、瑞穂市の政治倫理条例につきましては削除したと。のせないというだけのことです。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) どんどん議論すると、ますますぼろが出てくるんですよ。どういうことかというと、今、個人のプライバシーと言ったでしょう。だから、のせていないだけ。そんなことを言ったら、首長、市長の資産公開をすることはプライバシーにかかわりますよ。それは法律があるからいい。けれども、プライバシーにかかわりますよ、そんな論理をもってすれば。もっと言うと、例えば二親等でも三親等でも、直系親族が市の工事請負契約等にかかわらないといったときに、それは憲法上どんな問題がありますか。職業選択の自由との関係でどういうふうな意味を持ちますか。その意味を踏まえた上で、なおかつこういう規定をすることの意義はどこにありますか。そういうこととの関連で、今の個人のプライバシー云々という問題をリンクして考えていますか。その点、どうですか。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) いろいろと公の職について、あえて自分の資産の公開についてはいろいると範囲がございますので、今回、私のこの条例については、あえてのせなんだというだけのことです。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) もうはっきり言って、答弁不能です、今の状態は。皆さん、議論を聞いていて、提出者の答弁は私の質問に答えられない。答弁不能の状態です。ですから、これ以上、あえて突っ込んでやることはしません。ただ、本当に考えていかなきゃいけないことは、

お互い真摯になって政治倫理というものをどう考えるか。今、私が申し上げた憲法上の問題も含めて、きちんと整合性のあるものとして学んで、理解をして、腹に入れていく。こういうことが、先ほど申し上げたように血となり肉となってくるというふうに思うんです。そういう気持ちで言っておるんです。だから、ここに書いている内容について、賛成するものはたくさんあるんですよ。あるからこそ、余計にもっと慎重にやるべきではないかと申し上げている。それだけ申し上げて、私の提出者に対する質疑は終えておきたいと思います。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 発議第11号瑞穂市政治倫理条例の制定について質疑をさせていただきます。

幾つか質疑をいたしたいと思いますが、私の質疑は、本日ここにこの条例案が提出されたことの経過についてでございます。

まず、第1点でございますが、政治倫理条例の制定については、堀市長が、もう新市長と「新」をつけなくてもいいという感じでございますが、堀市長がマニフェストで公約として出されています。この公約のもとになったものは、堀市長を輩出しました会派改革の第1号の基本姿勢からもうのっておりました。6月議会、堀市長の初めての議会において、このマニフェストの内容について、大勢の議員から一般質問において質問が出されました。この政治倫理条例につきましても、いつするのかという質問がございましたことを皆様は覚えていらっしゃると思います。これに対して、堀市長は、議会の皆様とも御相談申し上げて、できるだけ早く制定したいという答弁をなさいました。

まず第1点の質疑でございます。この提案者15名、代表は若園議員でございますが、このような姿勢でいらした堀市長に相談をしているのでありましょうか。まず第1点でございます。 以下、自席で質問させていただきます。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 2番、翔の会、若園五朗です。

市長のマニフェストには、政治倫理条例の制定については書いてございましたんですが、たまたまマニフェストであって、市長が提案する、6月の定例できて、今回は別に議員の方も提案できる場でございますので、すべて提案されて、議決するのは議会でございます。それだけのことでございますので、以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 答弁漏れです。市長と相談しなかったということですね、つまり。とな

れば、なぜ相談をしなかったのか。私たち議員は、政治倫理条例にも、懲罰の取り決めにも、 議員としての品位ということが非常にやかましく言われておりますが、市長になる前からのマ ニフェストですが、6月議会、最初の議会でも、なるべく早く提案したいと市長が言っている のに、なぜ相談しなかったかでございます。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) あくまでも議員提案でございますので、市長が議会に提出するときは議会の提案の説明とかあるんですが、あくまでも議会も条例の提案はできますので、出したわけでございまして、相談はしておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 相談をしたら、議員提案できないのでしょうか。そういうことはないと思います。内容について、執行部、市長と相談し、では、これは議会で提案させていただきますということはできないルールですか。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) あくまでも今回は議員提案でございますので、今言っている議員の一つの手続にのってやったことだけでございますので、別に相談はせずに、あくまでも今言っている議会の提案を今回倫理条例を出しただけのことでございます。くどいようですが、相談はしていません。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 依然として答弁漏れです。なぜ相談をしなかったかと。経過上、市長が議会とも相談して、なるべく早く出したいというふうに言っているわけですから、一切の相談なしに突然出すというのは非常におかしいわけですね。つまり6月議会までの市長の姿勢、選挙からずうっとですが、それを無視しているというふうに受け取ってよるしゅうございますか。議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 市長は市長に当選されて、それなりの手続をとってやってもらって、議会が議決することでございまして、あくまでもこの政治倫理につきましては、議員がたまたま提案される前に提出してきただけのことで、議員提案も幾らでもできるわけでございますので、別に議会としての提案をして出しただけのことです。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 私、4回目になるでしょうか。依然として答弁漏れですので、市長の6 月議会の答弁、マニフェストの姿勢、6月議会の政治倫理条例制定に関する答弁を無視したと いうふうに受け取らせていただきます。

二つ目ですが、先ほども少しお話しいたしましたが、このマニフェストの出どころですね。 基本は、市長も属していらした会派改革の基本姿勢がもとになっております。今回、これを議 員提案するに当たりまして、きょう突然に提案されたわけですが、なぜ一切こちらに話がない のでしょうか。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 多分市長は、市長になられて政策の中にマニフェストの案はできておると思いますが、今言っている政治倫理は、改革案としてつくられているんですか。要するに政治倫理について、今言われたけど、私たちは、議員提案で、手続上、政治倫理条例のモデルの案をもとに作成しただけのことで、それだけのことです。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 私の質問の趣旨がよくおわかりいただけないようでございますが、最初に、これが提案された経過について質疑をさせていただきますと申し上げました。この倫理条例は、市長に関する質問は先ほどいたしましたので、今、2番目の経過上の質疑をさせていただいておりますが、そもそも会派改革の基本姿勢でずうっと、ほとんど1年かけて、1年前に最初のが出たと思いますが、そのときからずうっと市長のマニフェストにものり、私たちの基本姿勢でした。今回、同じ議員仲間で提案されるのに、なぜ何の相談もなかったのかという質問でございます。おわかりいただけますか。質問に答えてください。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 今、会派がいろいろとあるんですが、やっぱり議案を通すなら、お互いに勉強しながら、議案について議決して、条例制定。議員提案でございますので、議員の方に諮るべきところは先ほど諮ったわけでございますので、手続上は別に問題ないと思います。この内容について、もし問題があれば、議場の中で議論されていると思うんですが、提出者、賛成者も出ているということは、要するに今回の政治倫理については、それなりの提出、提案、賛成があるもので出ているということで、別に会派である程度の、先ほど言った時点で説明申し上げておるわけでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 先ほど諮ったと。議会会議室ですね。全協の部屋を手で指しておっしゃいましたが、つまり提案するともう決めて、その後ですね、諮ったのは。私が申し上げているのは、提案までの経過というふうに最初に申し上げたはずです。おわかりいただけますでしょうか。それまでに一度も相談がなかったわけです。つまりこの条例制定を考えていた市長も無

視し、そして私たち、少数与党になったわけですが、一切無視されたというふうに受け取らざるを得ません。それでよろしゅうございますか。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) いろいろとありますが、見解の相違だと思います。あとは何も言いません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 何も言えないということでございました。

三つ目の質疑をさせていただきます。ほとんど私たちは執行部から提案された議案について勉強し、質疑し、討論し、採決をするわけですが、非常に丁寧に御説明いただき、勉強会をし、それから何日もかけて自分たちでも勉強し、会派でも勉強して、最終日に採決をとっているわけですね。しかし、この議案については、しかも議員提案ですね。私たち与党と申しますか、今回この提案者に入っていない人は議員ではないのでしょうか。議員提案なんですから、私たちは議員20名で執行部の皆様が用意してくださるぐらい、丁寧に勉強の場があってしかるべきではないでしょうか。このことの御説明をお願いします。本日急遽提案され、全協の席では、ばたばたと本会議だと。委員会付託もなしだと。そして、修正案を出す暇もないと。そして、その上、本日採決ということですね。なぜ執行部が提案する議案のように、丁寧に時間をかけて、説明、勉強をしないのでしょうか。その理由を御説明ください。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 政治倫理条例につきましては、詳細に作成し、賛成者の同意を得て提出しただけのことで、あと手続上は、議運の委員長、あるいは議長の采配のことで、あえて僕に、何で早くもっと審議せんかということについては私はわかりません。あくまでも手続上の提案で賛成者をもって議長の方へ出し、その後に議運の委員会に諮って、会派の方も見えますので、そこで十分議論がされたことで、私はあとのことは、手続上やっておるわけでございますので、以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 同じように答弁漏れでございます。賛成者に相談をしたというのはどういう意味でしょうか。私たちは、十分皆様方が、この15名の方々がこれを提案される前から、もうこういうことには賛成なんですけど、お答えください。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) もしこういう政治倫理条例は、議員提案できんので、早く出してもらえれば、議場の中で、なぜ手続上と言われる、やっぱり今言っている手続上、議員提案なら、議

員の会派なりグループで話し合って作成し、提出者、そして賛成者が1名あれば議長あてに議 案を審議してもらう場がございますので、僕はその手続を粛々とやっただけのことでございま すので、御理解をお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 早く出してもらえばって、私は現在、三つ目の質問をしておりますが、 出した後のことを質問しているということはおわかりいただけますか。出した後に、なぜこの ような、非常に急いだ経過で採決まで数時間で持っていくのかという質問でございますが、も う一度質問させていただきます。質問の意味がわかりませんか。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 先ほども言いましたように、私は手続上とってお願いしたことで、採決を急ぐということは、要するに議運に諮って、議長が粛々とやられることで、提案者が議運の委員長にお願いしたことじゃなくて、会議の中で諮ったことで、あと、手続上、議長がやられたことで、この内容について、早く急ぐということ、そんなこと全然思っていないし、たまたまいろいろと出す機会の中で、提出者と賛同者があって、その手続上やったことで、ばたばた私は慌てることはちっともございません。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) この議事録ですね。これはもちろん市民の皆様に、新聞記者の方もお見えですが、公開でございますので、このやりとりが公開になるわけですから、きょうの提案と 採決の経過が非常に急いで、ばたばたとやっていないかどうか、市民の方が御判断なさいます けど、よろしゅうございますか。ばたばたではないと。

〔発言する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 今、山田議員の方から、議長に対して発言がございましたので、私もこ こで次の段階に入ります。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 山田議員の方から、今お聞きのとおりの発言がございましたので、私、議長としましても、そちらの方向と思いますが、質疑があれば、もっとはっきりと一言一言考えて発言されるといいと思いますが、発言を許します。

8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 私ははっきり質疑をしておりますが、答弁の方がはっきりしないもんですから長引いております。

本日、ここに急遽提案され、今まで述べてきましたように、勉強会、修正案の提出、委員会

の付託の経過もなしに、しかも、この条例案を市民の皆様に1年前から表明しておりました市 長及び会派改革に一言もなく、ばたばたとこれをするに当たりまして、非常になぜかと。なぜ 急遽15人のみで提案し、そして採決までしてしまうのか、非常に強い疑義を抱かざるを得ませ ん。さっきからこの議場でも、それから先ほど議場に入ってくるときでも、マル・バツ表のこ とが何度も言われておりますが、声が聞こえますが、これは9日の日に出した会派改革のチラ シと関係が、急がれたのはあるんでしょうか、ないでしょうか。

議長(藤橋礼治君) 2番 若園五朗君。

2番(若園五朗君) 今言っている政治倫理条例の質疑と全然かけ離れていますので、答えは できません。以上です。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 関係があるのかないのか、お答えをいただかなかったと。ありませんというふうには言えないということでございますね。承知いたしました。以上で質問を終わります。

議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長(藤橋礼治君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 私は原案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど申し上げましたように、政治倫理条例の制定に基本的に反対するものでは、もちろんございません。全員で瑞穂市政の発展のために、そして住民の信託にこたえるために、政治倫理条例を制定するということは、一日も早く実現していかなければならない課題であるというふうには思っております。

ところが、先ほど来申し上げておりますように、みんなでもっともっと勉強して、精査をしてやるべきであります。そして、できることならば全会一致で、よしやろうという状態をどうつくっていくか。このことに一人ひとりが努力をすべきではないでしょうか。ところが、今日のこの状況というのは、修正案を出す時間さえ与えずに、憲法でも反論権、そのことが問題にされるような社会情勢の中で、そして最も言論を重んずべき議会の中で、修正案を出す時間も与えずに採決をやる。そこまで強行する、数の力で。これはやっぱりやるべきじゃない。数が

多いからこそ、そういうことを慎重に考えていかなきゃいけない問題なんですね。現実的に皆さんの手元にマニフェストの進捗状況を示す工程表があると思うんですね。その中で、市長が政治倫理条例をいつまでに、どういう格好で日程的にやるかということがちゃんと載っている。だから、先ほど、熊谷議員の発言のように、本当にやる気であるならば、執行部と突き合わせをしながら話をする。そういうことがあってもいいわけなわけですよ。ただ、自分たちに提案権があるから、それでいいというような問題ではないと思うんですね。

内容は、さっきの資産公開の問題も言いましたけれども、もっと言うと、名前を連ねた方が気がついているか気がついていないか知りませんけれども、この条例案に違背をした場合に、それに対する罰則規定、こういうものが全く規定をされておりません。本当に厳しい政治倫理条例をつくるんであるならば、それに違背をした場合にこれこれの措置を行うという具体的内容が明文化されていなければなりません。ところが、この中身を見ましても、審査会の中で倫理基準違反等の審査が行われる。そうしたら、審査結果を公表しなければならない、こういう規定なんですね。三親等までやる。それはいいと思うんですよ。ところが、違背をした場合に、さてどうするんですかといったら、審査結果を公表しなければならない。条例の厳しい内容と、そしてそれを実効的に担保するための罰則規定、このことが極めてアンバランスなんです。バランスがとれてない。比較考量すると、てんびんがとれていない。ですから、条例案を策定するときには、そういうことも含めて、より精査をしていく。いろんな角度から煮詰めていく、こういう作業が必要だというふうに私は思っております。

ですから、今回、一日だけでこういう格好でやるということは、皆さん、本当に自分の心に手を当ててくださいよ。そんなこと、数の力でやるべきことかどうか。少なくとも住民から選ばれた議員が、良識の府の議員がそういうことをやることが本当にこれからの子供たちの見本になることかどうか、民主主義の手本になることかどうか、そのことをしっかりお互いに考えていかなければならないんではないかというふうに、私も5期20年やる中でそのことを思っておる次第なんです。だから、個人的に、人間的にどうこう批判をするというつもりはありません。そういうこととは全く違う次元で、我々がやるべきことは何なのかということであれば、本当に心が一つになってくるんではないですか。だから、そのことを思うと、私はこのやり方というのは、そういう次元のやり方ではないなというふうに心から思うんです。そのことを皆さんにお訴えするわけではないけれど、反対討論として一言申し述べさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議長(藤橋礼治君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 浅野楔雄君。

3番(浅野楔雄君) 議席番号3番、翔の会、浅野でございます。

先ほどから、倫理条例のことで、いわゆる罰則規定がないとか、いろいろとおっしゃっておりましたが、いつでも議員提案で罰則規定、追加議案、規則、全部出せます。ただ、その前に発言なさったところで一番不思議に思いましたのは、我々は少数与党ですと言われまして、そして、首長が出しました消防署、反対なんですね。そうなると、自分たちが応援した首長の出された案件を反対で、今度我々が出した政治倫理に反対となると、何かひとつおかしいんではないかなあと私は思います。出すのが早い遅いは知りません。ただ、よいことであるから提出させていただいたということで、これは賛成とさせていただきます。

議長(藤橋礼治君) 次に、反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 8番 熊谷祐子君。

8番(熊谷祐子君) 議席番号8番、会派改革の熊谷祐子です。

私は、ただいまの発議第11号瑞穂市政治倫理条例制定の議案について、反対の立場で討論させていただきます。

この条例の内容につきましては、西岡議員が幾つか取り上げましたので、私は、手続上、非常に強い疑義を持ちますので、反対とさせていただきます。今、質疑のところで述べましたが、 もう一度まとめさせていただきます。

まず、経過上、議員提案されるのはもちろん構わないと思いますが、その議員の中のごく一部を無視した感じ、何の話もなかったということですね。無視されています。これも民主的ではございません。

それから、広く市政を考えますならば、6月議会で市長が議会の皆様とも相談して、なるべく早く提案したいということに何の相談もなく、突然提案された。これも瑞穂市全体を考えた場合、市役所全体を考えた場合に、非常に民主的ではないと思います。手続上、非常に民主的ではなかったということで私は反対とさせていただきます。

つけ加えますが、私はこういう世界には恥ずかしながら大変無知でございました。 5 年前にある経過で、突然にこういう世界に入ってまいりました。そのとき以来、私は何度も非常に市民の一般常識、良識とかけ離れた世界であることに驚いてまいりました。今回のこの経過もまたまた非常に驚きました。そのことをここで申し上げて、反対討論とさせていただきます。

議長(藤橋礼治君) 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 9番 山田隆義君。

9番(山田隆義君) この議員提案の政治倫理条例、すばらしい条例案が議員提案として出す ということが、私は前から期待しておりました。しかし、きょう、1時間か2時間前までは出 るということは知らなかったんですよ。改革の方が知らなんだと。僕は改革と同じように見ら れておったのかわかりませんが、知らなかったんですよ。しかし、私は、知らないから反対やと、そういう男じゃないんですよ。議員はだれのために出ておるんですか。市民から選挙で代表として選ばれておるんでしょう。行政が、わしはやること嫌いやで、何でも反対やと。何でも賛成やと。こういう姿勢は議員として、市民から見たら、そんな人を選んでおることは絶対ないんですよ。やはり毅然たる公僕人として、行政の姿勢が正しければ賛成すればいいし、市民のためにならんと思った場合は反対せないかんのですよ。わしは責任与党やと。だから、何でも行政があまりいいことをやらんでも賛成やと。そういうこともいかんし、わしは嫌いやで反対やと。そういうことも市民の代表としては、私はゼロやと思っておるんですよ。だから、私は翔の会に今所属しておりますが、翔の会は市民の代表として、是々非々主義で議員の活動を望むということに一致しておるわけです。だから、ややもしますと、山田議員は改革の方におらなあかんのやないかと。翔の会におって、何やっとるんやと。おかしなやつやなという方が見えると思うんですが、何もおかしいことはやっておりません。翔の会の姿勢は、私は正しいと思うんです。

今回、翔の会の若園五朗同僚議員が提案者になっておるんですよ。だから、是々非々主義の議員の寄り集まりなんですよ。いいことはいい、悪いことは悪いと。だから、僕は改革の議員の方が、急に出したから気に入らんのやと。急に出したんじゃないんですよ。政治倫理条例は前の市長の時代から、公僕人はきちっと理性を正さないかんと。

今、国が政治と金の問題で次から次へとスキャンダルが出ているじゃありませんか。特にこ の地方分権において、権限も税源も移譲されて、ますます地方分権が重要視されておる。議会 の機能の重要性というものが叫ばれる時代なんですよ。だから、うちの今の堀市長も4月に誕 生して、6月から担当されておるわけですよ。そのマニフェストの中に政治倫理条例制定とい うことをうたっておられるんですね。うたっておられるんだったら、一日も早くとっとっとや らなあかんのですよ。改革が与党であるならば、もっとスピーディーにどんどんと仕掛けて、 今、賛成された15人の方にもどんどん仕掛けて、そしてわしらが知らんうちに抜き打ちになっ たということなら別なんですけど、遅いんですよ。だから、私は、よくも13人か14人の方がど こでどういうふうに話を進められたかわかりませんが、おい、きょう出すぞと。おまえもちょ っと賛成せえよと言われたもんで、ずうっと見たら、いいことがぎょうさん書いてあるんやわ。 今まで政治倫理条例をやれといったって、やらへん。全然やらへん。何でそんなものつくらん ならんといって、全然つくらなんだ。いつ、どういうふうに風が吹いてきたか知らんけど、物 すごい条例をつくるということで進んでいったんですよ。私、1回でも2回でも前から相談を 受けたわけじゃないんですよ。だけれども、政治倫理条例は、前から僕はつくらなあかん、つ くらなあかんと言っておるが、急に出されようがなんだろうが、中身をずうっと精査すれば、 すばらしい内容ですから、私、賛成。

中身というのは、罰則規定がないからということを言われるんですけれども、それから資産 公開の問題が言われていますね。国において、国会議員は大きな権限を持っておると。国政調 査権があるような大きな権限を持っておるんですよ。だから、そういう権限を持っておる人は 当然資産公開をやるべきやと思いますが、地方分権の市議会議員は国政調査権のような大きな 権限もないし、大きな利権をやるような、そんな地位も権限も与えられていないんですよ。首 長は大きな権限を持っていますよ、行政のトップですから。利権がまつわることは当然ですよ。 だから、いろんな諸般の状況をとらえて、完璧な条例案を出せ。私の気に入るような条例案を 出せと言われても、出しても、全員の方がそんな厳しいことならおいたと言われれば、何もで きませんがな。だから、僕は今現在置かれておる立場として、決められる範囲内の最大限の条 例の中身が皆盛り込まれておるということを判断して、賛成しろと言われたから、僕は賛成し て書いたわけじゃないですよ。中身をきちっと熟知して、今置かれておる立場、今のそういう 政治倫理条例の中身、皆さんは協調体制で、可能な賛成多数でいける。時期としては、僕は急 がなあかんと。こういう機運になったら、賛成多数でぱっと通してしまわなあかんと。これ、 ごちゃごちゃやっておると、また、ちょっとも政治倫理条例が通らへん。機が熟したから、は よ通せということで、僕はもろ手を挙げて賛成をして、賛成討論、一番バッターで僕はやった。 そういうことでございますから、改革と同じように見る人もあるかもわからんけれども、僕は 気に入らんときは改革とこうやって激論を交わしますし、与党になったり、野党になったりす る、おかしなやつやなと思われるか知らんけれども、そうじゃないんですよ。基本は、市民の 代表として、市政の監視役として、行政がいいことをやられれば賛成、いかなんだら一人でも 反対という男ですから、今回の場合はもろ手を挙げて賛成討論に立っておるわけでございます ので、改革の皆さんも全員賛成をしていただくことをお願いして、賛成討論とします。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 20番 広瀬捨男君。

20番(広瀬捨男君) 20番 広瀬捨男でございます。

議長(藤橋礼治君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

ただいま議案になっております発議第11号について、反対の立場で討論をしたいと思います。 先ほど、西岡議員だとか熊谷議員が言われましたように、私は本当に倫理条例というものは 反対するものではございません。しかし、先ほど、熊谷議員が言われましたように、会派改革 の1号、2号、皆さん御存じのようにこの倫理条例というものが書いてあります。そのことも あって、堀市長がマニフェスト選挙で当選をされたわけでございます。そして、きょう、まだ 瑞穂市マニフェスト実行プログラムを初めていただいた。この内容については、ごたごた言い ませんが、今も執行部の方は手をかけてみえるわけです。それに対して具体的に説明を聞き、 やはり十分私たちで勉強し、というのは、執行部側も議員側もこれは守っていくべきものだと 思います。これは十分お互いの立場を尊重しつつ、しっかりとしたものをつくるのは当然のことであります。修正案を出すいとまもないと。こういう議論事態が本当に反対の大きな理由でございます。きょう、まだこれをもらったばかりです。この予定を見れば、出ておるわけです。8月から9月について素案云々だとか、12月から施行したいとか、そんなような感じの予定になっていると思います。その分、早いほどいいけれど、ただ、この期間中ぐらいは十分執行部の案を聞きながら、我々は我々でいろいろ勉強して、全員一致でやるべきだと思います。以上です。簡単ですが、反対の討論とさせていただきます。

議長(藤橋礼治君) 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺徹君。

11番(小寺 徹君) 11番 小寺です。

この政治倫理条例制定について、賛成の立場で討論をいたします。

私も、この賛成者の一員のメンバーとして、ここに載っております。私がこの内容を受けたのは、昼休みが済んでから、こういう提案をしたいがということで受けまして、見せてもらいました。非常にいい内容でまとまっておるということで賛同をいたしました。もし話がなかっても、これを見て、提案を受ければ、いい内容で、反対する内容もございませんので、賛同の名に連ねなくても、賛成の立場でおるということでございます。

今回のこの提案の内容の、特にメインは第15条、市長等及び議員の市工事等に関する遵守事項の15条だと思うんですね。このことを非常に厳しく戒めて、これから議員や市長が襟を正して行政に携わっていく、そういう姿勢をあらわしておるという点で大変意義ある内容でありますし、これが私はメインでございますので、賛成をした一番の理由でございます。

さらに討論の中で、罰則規定がないとか、議員の資産公開がないという点で御指摘がありましたけれども、そういう不十分な点については、今後改正はできるんですから、さらに充実するという立場で、改正をどんどんやっていけばいいということを思っておるわけでございます。

例えば今回提案された給食センターの条例改正についても、臨時議会で提案があって、いろいろ議論して、不十分な点があって、きょうまたすぐ、今回の議会で給食センターの条例が改正されるというような状況でございまして、不十分な点については今後どんどん討論をし、改正をしていくという立場に立つべきじゃないかということを私は思っております。

以上の立場で賛成の討論といたします。

議長(藤橋礼治君) 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号瑞穂市政治倫理条例の制定についてを採決いたします。

発議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者挙手〕

議長(藤橋礼治君) 起立多数です。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長(藤橋礼治君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもちまして散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後6時04分

- 90 -	
--------	--